

平成23年第2回定例会 県土整備企業常任委員会 所管事項説明資料

【経営分野】

- 1 平成23年度の組織定数について..... 1
- 2 長期経営ビジョン及び中期経営計画について..... 2
- 3 平成23年度当初予算のポイント..... 5
- 4 平成22年度決算見込みの概要について..... 10
- 5 経営基盤の強化について..... 12

【事業分野】

- 1 水道用水供給事業..... 15
- 2 工業用水道事業..... 21
- 3 水力発電事業..... 27
- 4 RDF焼却・発電事業..... 31

【資料】

- 企業庁事務分掌表..... 38
- 三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に向けての確認書... 40
- 平成23年4月5日RDF運営協議会総会資料..... 46

【別冊】

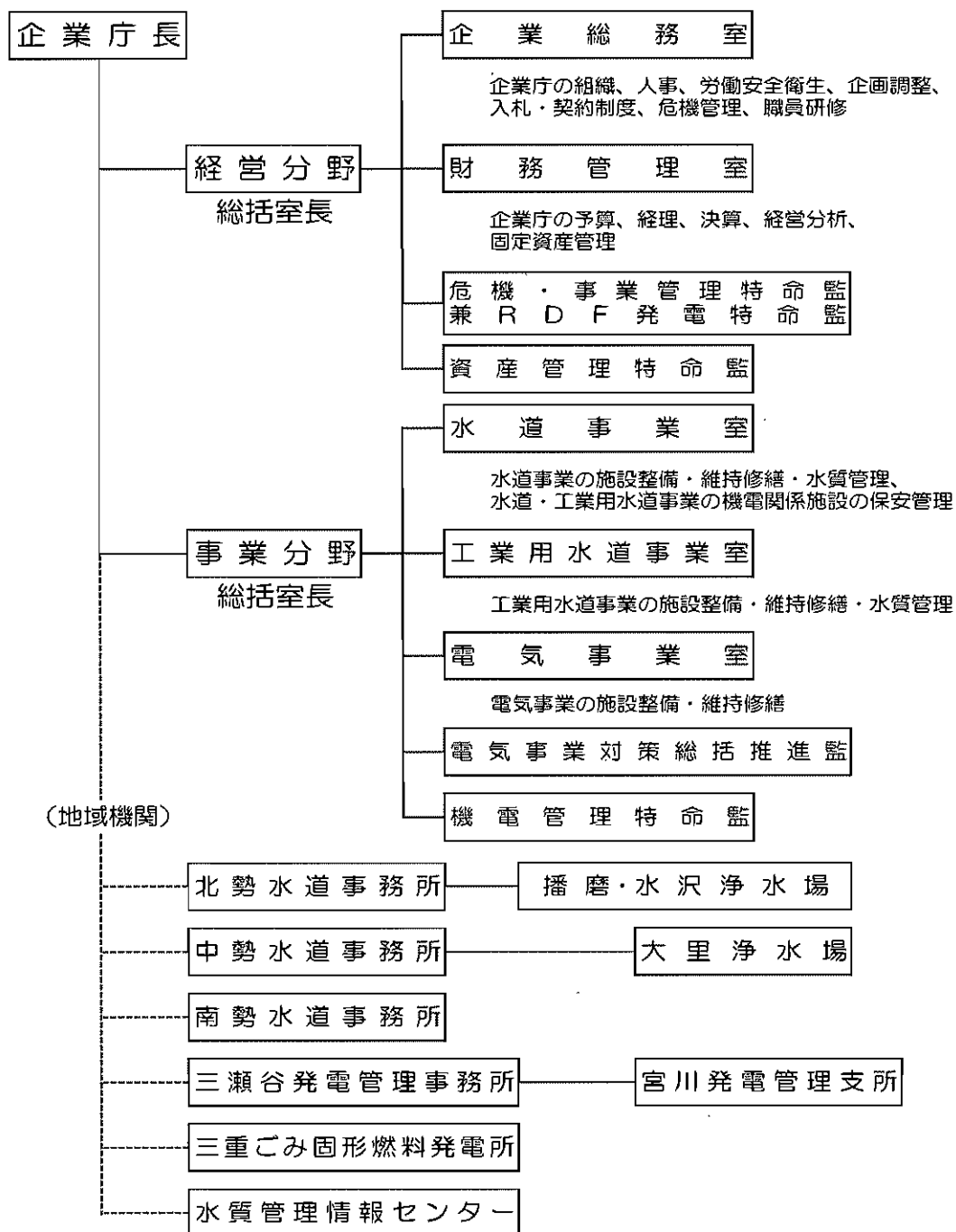
- 平成23年度事業概要「水の恵み」
- 第2次中期経営計画

平成23年5月25日
企業庁

【経営分野】

1 平成23年度の組織定数について

(1) 組織図〔2分野5室、6事業所〕



(2) 現在員数の推移(平成23年4月1日現在)

【単位:人】

	H19		H20		H21		H22		H23	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本庁	70	△9	76	6	73	△3	68	△5	67	△1
事業所	202	4	193	△9	187.5	△5.5	185.5	△2	174.5	△11
計	272	△5	269	△3	260.5	△8.5	253.5	△7	241.5	△12

※ 再任用短時間勤務職員は0.5人として計上。

2 長期経営ビジョン及び中期経営計画について

(1) 経緯

企業庁では、社会情勢の変化に的確に対応し、知事が示した「企業庁のあり方に関する基本的方向」（平成19年2月）を具体化するため、平成19年11月に、10年間（平成19年度～28年度）の事業運営の理念と道筋を示した「三重県企業庁長期経営ビジョン」（以下「長期経営ビジョン」という）及びその実行計画として、4年間（平成19年度～22年度）の具体的な取組を示した「三重県企業庁中期経営計画」（以下「第1次中期経営計画」という）を策定し、抜本的な経営改善を進めてきたところです。

平成23年3月には、平成23年度からの4年間（平成23年度～26年度）の具体的な取組を示した「三重県企業庁第2次中期経営計画」（以下「第2次中期経営計画」という）の策定を行い、第1次中期経営計画に引き続き、経営改善の取組や計画的な施設改良など「安全・安定」供給にかかる取組を進めているところです。

「長期経営ビジョン」の概要は、別冊「水の恵み」の16～18頁、「第2次中期経営計画」の概要は、同冊子の49～51頁のとおりです。

(2) 進行管理

①成果指標の実績把握と公表

- ・「中期経営計画」で設定した主要施設の耐震化率や設備の更新率などの成果指標について、毎年度、実績把握を行い、計画の進捗状況を検証しています。
- ・計画の進捗状況については、ホームページにより公表しています。

②三重県企業庁の経営に関する懇談会

「長期経営ビジョン」及び「中期経営計画」に基づく事業の実施状況や経営状況について、ユーザー・有識者等から広く意見をいただき経営に反映していくため、毎年度、「企業庁の経営に関する懇談会」を開催しています。

(3) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善

①一市供給地域における水道用水供給事業の市水道事業への一元化

【伊賀水道】

平成19年6月から、伊賀水道連絡調整会議等において、環境森林部とともに伊賀市と協議を行い、平成22年4月から一元化することについて、市と基本合意（平成20年11月）を締結し、平成22年4月に一元化を実施しました。

【志摩水道】

平成19年6月から、志摩水道連絡調整会議等において、環境森林部とともに志摩市と協議を行い、平成22年4月から一元化することについて、市と基本合意（平成21年3月）を締結しました。

その後、基本合意の変更（平成22年3月）により一元化実施時期を1年間延期し、平成23年4月に一元化を実施しました。

平成23年度については、県から市へ職員5名を派遣し、市への技術継承を行っていきます。なお、市への職員派遣は、平成23年度から3年間にわたって実施していく予定です。

②水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託の推進

工業用水道事業については、従来の運転監視業務委託契約の更新時期と合わせ、平成21年4月から全ての工業用水道の浄水場等において包括的な民間委託を開始しました。これ以降、民間委託の実施状況等の検証を進めてきましたが、効率性などの面で課題が抽出されました。次期契約では、この課題が解決できるよう、委託範囲について、設備の保守点検などの「浄水処理に直結する運転監視業務を中心とする一体的な業務」に見直すこととし、引き続き包括的な民間委託の取組を進めていくこととします。

水道用水供給事業については、中勢水道事務所が直営で実施している運転監視業務について、平成24年度から民間委託を導入していきます。また、包括的な民間委託については、委託範囲を見直す次期の工業用水道事業での民間委託の実施状況等について、あらためて検証し、将来にわたる「安心・安全」供給が確実に達成できることを慎重に確認したうえで、導入をはかっていきます。

③水力発電事業の民間譲渡

ア 中部電力㈱との協議状況

- (ア) 水力発電事業の民間譲渡については、平成18年3月に県議会から三重県企業庁の民営化に向けた提言を受け、平成19年2月の「企業庁のあり方に関する基本的方向」において、民間譲渡をまずは検討すべき選択肢と判断し、同年10月から中部電力㈱を譲渡交渉先として交渉を続けてきました。
- (イ) 譲渡条件としては、「①適正な譲渡価格、②すべての発電所が継続して運営されること、③地域貢献の取組が継続されること」を基本としながら、総合的な視点で検討を行ってきました。
- (ウ) 平成22年度には、地域貢献のうち「緊急発電放流」を譲渡条件としないことや、譲渡目標時期を平成24年度末から平成26年度末にかけて段階的に譲渡すること、譲渡価格、譲渡範囲についても合意に向けた方向性を整理し、県議会へ説明を行ったうえで、平成23年3月末に中部電力㈱と確認書を締結しました。

【確認書の概要】

○基本合意について

平成23年6月末までに譲渡・譲受に係る基本的事項について合意することを目標に協議を進める。ただし、平成23年6月末までに課題解決の確実な見通しが得られない場合は、譲渡・譲受に係る基本的事項の合意時期を含めて、再度協議を行うものとする。

○譲渡・譲受の対価、範囲、時期について

- ・ 譲渡・譲受の対価は、105億円（消費税相当額を除く）とすることで協議を進める。
- ・ 10箇所すべての発電所の発電に必要な設備、用地及び権利を譲渡することで協議を進める。

- ・ 平成23年6月末までに譲渡・譲受にかかる基本的事項について合意することを前提に、平成24年度末から段階的に譲渡・譲受を開始し、平成26年度末までの3年間において譲渡・譲受の準備の整った発電所等を順次引き渡すことで協議を進める。

イ 今後の対応

- (ア) 中部電力㈱と、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期等について、平成23年6月末頃を目処に仮契約となる基本合意を締結します。
- (イ) 譲渡までに、設備、用地、水利関係手続きなどの課題を的確に進めます。
- (ウ) 水力発電施設の譲渡に伴う設置条例の改正などの事項については、必要な時期に県議会へ諮っていきます。
- (エ) 地元市町からいただいた要望についても、民間譲渡を踏まえて、関係する市町や団体等と十分に協議をしていくなかで対応していきます。

④水力発電事業の民間譲渡に伴うRDF焼却・発電事業の運営形態について

水力発電事業の譲渡後の運営形態については、平成28年度までは、企業庁が引き続き、任意適用事業として運用することとし、企業庁で運営するための様々な課題の解決に向けて検討していきます。

3 平成23年度当初予算のポイント

1 予算編成にあたっての基本的な考え方

企業庁は、水と電気の「安全・安心・安定」供給を基本方針とし、ISO9001品質マネジメントシステムを活用し、効率的で安定した事業運営を行っています。

また、平成19年度に策定した「長期経営ビジョン」に掲げる経営目標の達成に向け、「第1次中期経営計画」（平成19～22年度）に基づき、経営改善の取組や計画的な施設改良、拡張事業等を実施してきました。

現在、「第2次中期経営計画」（平成23～26年度）の策定を行っており、平成23年度は、この「第2次中期経営計画」に基づき、具体的な取組を進めていきます。

まず、経営改善の取組では、技術管理業務の包括的な民間委託について、安全・安定供給の継続に努めるとともに、水力発電事業の民間譲渡について、中部電力㈱との協議結果を踏まえて取り組みます。

次に、施設改良では、主要施設の耐震化対策を重点的に進めるとともに、耐用年数を経過した電気・計装・機械設備の更新など老朽劣化対策を着実に実施していきます。

また、拡張事業等では、南勢水道拡張事業について、平成27年4月からの給水開始に向けて計画的・効率的に事業を推進するとともに、地球温暖化対策などの環境に配慮した事業活動や地域貢献活動に取り組んでいきます。

なお、これらの事業の実施に加え、高金利企業債や水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施するとともに、新規企業債の発行抑制に努め、金利負担の軽減を図るなど、財務基盤の強化を進めていきます。

2 平成23年度当初予算の事業別概要

(単位：千円)

事業	年度	収益的収入 (A)	収益的支出 (B)	収益的収支 (A) - (B)	純利益 (税抜き)	資本的収入 (C)	資本的支出 (D)	資本的収支 (C) - (D)	
水道	22	10,604,027	(9,733,524) 14,912,362	(870,503) △4,308,335	(746,782) △4,432,056	3,001,398	8,677,490	△5,676,092	
	23	10,089,154	(9,080,540) 11,010,540	(1,008,614) △921,386	(989,728) △940,272	3,826,180	9,310,485	△5,484,305	
	増減	△514,873	(△652,984) △3,901,822	(138,111) 3,386,949	(242,946) 3,491,784	824,782	632,995	191,787	
	前年対比	95.1%	(93%) 73.8%	(116%) 21.4%	(133%) 21.2%	127.5%	107.3%	96.6%	
工業用水道	22	6,401,713	5,900,864	500,849	356,020	2,858,647	7,070,254	△4,211,607	
	23	6,346,347	5,865,725	480,622	382,830	2,690,400	6,853,754	△4,163,354	
	増減	△55,366	△35,139	△20,227	26,810	△168,247	△216,500	48,253	
	前年対比	99.1%	99.4%	96.0%	107.5%	94.1%	96.9%	98.9%	
電気	22	3,222,497	3,716,007	△493,510	△495,658	209,325	604,030	△394,705	
	23	3,117,549	3,295,161	△177,612	△195,301	34,090	718,151	△684,061	
	増減	△104,948	△420,846	315,898	300,357	△175,235	114,121	△289,356	
	前年対比	96.7%	88.7%	36.0%	39.4%	16.3%	118.9%	173.3%	
電気内訳	水力	22	2,338,038	2,572,834	△234,796	△234,020	209,325	596,942	△387,617
		23	2,273,943	2,219,023	54,920	41,425	34,090	710,179	△676,089
		増減	△64,095	△353,811	289,716	275,445	△175,235	113,237	△288,472
		前年対比	97.3%	86.2%	-	-	16.3%	119.0%	174.4%
	RDF	22	884,459	1,143,173	△258,714	△261,638	-	7,088	△7,088
		23	843,606	1,076,138	△232,532	△236,726	-	7,972	△7,972
		増減	△40,853	△67,035	26,182	24,912	-	884	△884
		前年対比	95.4%	94.1%	89.9%	90.5%	0.0%	112.5%	112.5%
合計	22	20,228,237	(19,350,395) 24,529,233	(877,842) △4,300,996	(607,144) △4,571,694	6,069,370	16,351,774	△10,282,404	
	23	19,553,050	(18,241,426) 20,171,426	(1,311,624) △618,376	(1,177,257) △752,743	6,550,670	16,882,390	△10,331,720	
	増減	△675,187	(△1,108,969) △4,357,807	(433,782) 3,682,620	(570,113) 3,818,951	481,300	530,616	△49,316	
	前年対比	96.7%	(94%) 82.2%	(149%) 14.4%	(194%) 16.5%	107.9%	103.2%	100.5%	

※上段()書きは、平成22年度は伊賀水道事業の特別損失51億7,883万8千円を、平成23年度は志摩水道事業の特別損失19億3,000万円を除いた金額

※志摩市水道事業への一元化に伴う特別損失について

取得 財源 (単位：億円)

固定資産 49.87	企業債 15.63
	県出資金等 19.30
	補助金・工事負担金等 14.94

県出資金等19.30億円については、志摩市の負担を求めないことから同額の特別損失が発生しますが、経理上の処理であり、経営に影響を与えるものではありません。

○水道事業

引き続き水管橋などの耐震化や老朽化施設の更新を進めるとともに、大台町への新規給水に係る南勢水道拡張事業について、平成27年4月からの給水開始に向け、施設等の整備に着手します。また、志摩市水道事業への一元化に伴い、志摩市へ職員を派遣し技術継承等を進めます。

平成23年度当初予算規模【水道事業】 (単位：千円)

年 度	支 出 予 算 総 額		
	収益的支出	資本的支出	合計
H22	(9,733,524) 14,912,362	8,677,490	(18,411,014) 23,589,852
H23	(9,080,540) 11,010,540	9,310,485	(18,391,025) 20,321,025
増 減	(△652,984) △3,901,822	632,995	(△19,989) △3,268,827
前年対比	(93.3%) 73.8%	107.3%	(99.9%) 86.1%

※上段（ ）書きは、平成22年度は伊賀水道事業、平成23年度は志摩水道事業の特別損失を除いた金額

○工業用水道事業

引き続き水管橋などの耐震化や老朽化施設の更新を進めます。また、平成21年度から導入した技術管理業務の包括的な民間委託について、適切に指導・監督を行い、安全・安心・安定供給の継続に努めます。

平成23年度当初予算規模【工業用水道事業】 (単位：千円)

年 度	支 出 予 算 総 額		
	収益的支出	資本的支出	合計
H22	5,900,864	7,070,254	12,971,118
H23	5,865,725	6,853,754	12,719,479
増 減	△35,139	△216,500	△251,639
前年対比	99.4%	96.9%	98.1%

○電気事業

水力発電事業の民間譲渡について、中部電力㈱との協議結果を踏まえて取り組みます。また、RDF焼却・発電事業について、安全・安定した運転が継続できるよう適切な維持管理を行います。

平成23年度当初予算規模【電気事業】 (単位：千円)

年 度	支 出 予 算 総 額		
	収益的支出	資本的支出	合計
H22	3,716,007	604,030	4,320,037
H23	3,295,161	718,151	4,013,312
増 減	△420,846	114,121	△306,725
前年対比	88.7%	118.9%	92.9%

◎企業庁全体

平成23年度当初予算規模【3会計】 (単位：千円)

年 度	支 出 予 算 総 額		
	収益的支出	資本的支出	合計
H22	(19,350,395) 24,529,233	16,351,774	(35,702,169) 40,881,007
H23	(18,241,426) 20,171,426	16,882,390	(35,123,816) 37,053,816
増 減	(△1,108,969) △4,357,807	530,616	(△578,353) △3,827,191
前年対比	(94.3%) 82.2%	103.2%	(98.4%) 90.6%

※上段（ ）書きは、平成22年度は伊賀水道事業、平成23年度は志摩水道事業の特別損失を除いた金額

3. 主な重点項目

(1) 計画的な施設改良の推進 予算額 4,580,283千円

将来にわたり水と電気の「安全・安心・安定」供給を実現するためには、管路や浄水場、発電所などの施設を効率的に整備し適切に維持更新していくことが不可欠です。

このため、主要施設の耐震化対策を重点的に進めるとともに、耐用年数を経過した電気・計装・機械設備の更新等を実施していきます。

①耐震化対策	1,596,486千円
・水管橋耐震補強工事（鈴鹿川 他14件）	1,044,969千円
・主要施設耐震補強工事（千本松原取水所他11件）	551,517千円
②老朽劣化対策	2,229,851千円
・木造取水所受電、予備発電設備等改良工事	137,281千円
・高岡加圧ポンプ所電気設備改良工事	115,090千円
・勢和加圧ポンプ所ポンプ制御盤他改良工事	106,260千円
・内径800耗配水管布設替工事（一期・曙）	85,575千円 他
③その他（配水運用の強化等）	753,946千円
・配水管布設工事（二期・力尾）	289,785千円
・内径700耗送水管布設替工事（伊坂）	93,324千円 他

(2) 拡張事業の推進 予算額 25,495千円

南勢水道拡張事業について、平成27年4月からの給水開始に向けて計画的・効率的に事業を推進します。

南勢水道拡張事業	25,495千円
・送水管路測量設計業務委託（丹生）	15,120千円
・丹生加圧ポンプ所用地費	3,150千円 他

(3) 「企業庁のあり方に関する基本的方向」の具体化による経営改善 予算額 497,377千円

長期経営ビジョンに基づき、水道・工業用水道事業における技術管理業務の包括的な民間委託、水力発電事業の民間譲渡などの取組を進めます。

①技術管理業務の包括的な民間委託	228,294千円
工業用水道の浄水場等（北勢水道事務所管内）において導入した技術管理業務の包括的な民間委託について、受託者との緊密な連携のもと適切に指導・監督を行い、安全・安定供給の継続に努めます。今後更なる委託範囲の拡大を進めます。	
・統括運転管理及び浄水場等管理業務委託	228,294千円
②水力発電事業の民間譲渡	269,083千円
今後も継続して安定的に発電ができるよう、必要な修繕や改良等を行います。	
・施設整備関係（修繕・改良）	168,856千円
・PCB含有主要変圧器取替等	59,351千円
・用地測量調査委託	23,628千円 他

(4) 環境・地域への貢献

予算額 30,000千円

地域社会の一員として「企業の社会的責任 (CSR)」を果たすため、地球温暖化対策などの環境に配慮した事業活動や地域貢献活動に積極的に取り組みます。

このため、引き続き、環境森林部が実施している水源涵養林整備の取組に参画し、森林の保全・再生等に取り組みます。

・水源涵養林整備事業

30,000千円

4 平成22年度決算見込みの概要について

(1) 損益計算書及び貸借対照表（平成22年度決算見込）

① 水道事業会計 損益計算書

(億円、%)

費用			収益		
科目	H22	対前年度比	科目	H22	対前年度比
営業費用	76	90.3	営業収益	99	84.4
営業外費用	12	77.1	営業外収益	2	69.1
特別損失	54	21141.3			
当年度純利益	0	皆減	当年度純損失	42	皆増
合計	143	119.4	合計	143	119.4

貸借対照表

(億円、%)

資産			負債・資本		
科目	H22	対前年度比	科目	H22	対前年度比
固定資産	1,609	87.8	固定負債	67	98.1
流動資産	146	100.2	流動負債	10	96.8
			負債合計	77	97.9
			資本金	1,226	91.2
			剰余金	453	81.4
			資本合計	1,678	88.4
合計	1,756	88.7	合計	1,756	88.7

② 工業用水道事業会計 損益計算書

(億円、%)

費用			収益		
科目	H22	対前年度比	科目	H22	対前年度比
営業費用	46	97.5	営業収益	60	97.6
営業外費用	6	92.9	営業外収益	1	66.5
特別損失	0	7.8	特別利益	0	254.8
当年度純利益	8	185.0			
合計	61	97.5	合計	61	97.5

貸借対照表

(億円、%)

資産			負債・資本		
科目	H22	対前年度比	科目	H22	対前年度比
固定資産	1,205	100.1	固定負債	90	84.7
流動資産	141	95.1	流動負債	10	190.1
			負債合計	100	89.5
			資本金	828	100.2
			剰余金	419	101.0
			資本合計	1,247	100.4
合計	1,347	99.5	合計	1,347	99.5

③ 電気事業会計 損益計算書

(億円、%)

費用			収益		
科目	H22	対前年度比	科目	H22	対前年度比
営業費用	19	106.5	営業収益	24	111.0
附帯事業費用	10	86.2	附帯事業収益	8	108.9
営業外費用	2	85.5	営業外収益	0	72.2
特別損失	1	皆増			
当年度純利益	0	皆増	当年度純損失	0	皆減
合計	32	99.9	合計	32	99.9

貸借対照表

(億円、%)

資産			負債・資本		
科目	H22	対前年度比	科目	H22	対前年度比
固定資産	150	94.5	固定負債	3	90.6
流動資産	30	113.9	流動負債	3	116.1
			負債合計	6	101.7
			資本金	165	97.2
			剰余金	9	96.9
			資本合計	174	97.1
合計	180	97.3	合計	180	97.3

(※四捨五入のため合計が合わない場合があります。)

損益計算書の概要

左の損益計算書は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成22年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、これは水や電力の供給に係る料金収入です。また、費用の主なものは営業費用であり、これは施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費などです。

平成22年度の各事業の純損益は以下のとおりです。(損失は△で表示)

水道事業	△ 42億円
工業用水道事業	8億円
電気事業	0.2億円
水力発電事業	2.4億円
RDF焼却・発電事業	△ 2.2億円

貸借対照表の概要

左の貸借対照表は、水道、工業用水道及び電気事業に係る平成22年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政の状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と現金、有価証券等の流動資産で構成されます。固定資産は管路や浄水場、発電施設等の有形固定資産で、残りはダム使用权等の無形固定資産等となっています。

また、負債は、引当金、水資源機構からの借入等の固定負債と未払金等の流動負債です。

資本は、自己資本金と借入資本に区分される資本金と国庫補助金等の剰余金から構成されます。

(2) 長期債務の状況 (平成22年度末現在)

(単位：億円)

(参考)

		借入資本 (企業債)	負債 (水資源機構割 賦負担金等)	H22年度末 残高	H21年度末 残高
		(A)	(B)	(C) = (A) + (B)	(D)
水道	元金	(5) 478	(13) 13	(18) 491	(21) 633
	利息	89	3	92	131
工業用水道	元金	(11) 213	(35) 35	(45) 247	(77) 280
	利息	37	7	44	57
電気	元金	(13) 35	1	(13) 36	(15) 41
	利息	7	-	7	9
合計	元金	(28) 726	(48) 49	(76) 775	(114) 954
	利息	133	10	143	197
	計	858	59	917	1,151

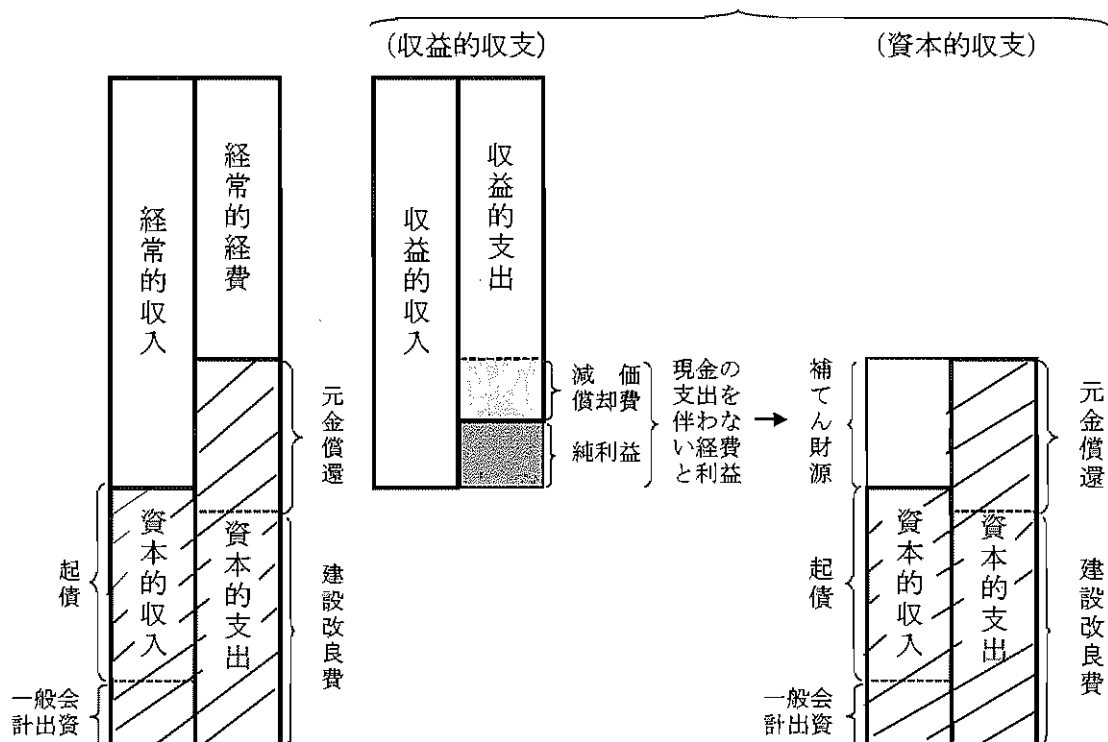
※元金欄上段の()書は、利率5%以上の企業債及び水資源機構割賦負担金で内数。

四捨五入のため、合計が合わない場合がある。

参 考 (官公庁予算と公営企業予算)

【官公庁予算】

【公営企業予算】



5 経営基盤の強化について

(1) 人材育成

次世代への技術継承とチャレンジする組織を目指して、平成19年11月に「三重県企業庁人材育成方針」を策定し、職員の能力開発や技術継承に取り組んでいます。

①推進体制

「三重県企業庁職員研修委員会」において、毎年度「三重県企業庁職員研修計画」を策定し、継続的、総合的に研修等を実施しています。

また、研修委員会のもとに「人材育成部会」を設置し、次のような役割分担で取組を行います。

- ・ 人材育成部会では、人材育成方針に基づき、研修・OJTの実施方法、各種マニュアルの整備などについて検討します。
- ・ 研修委員会では、人材育成部会で検討した内容を確認し、具体的な取組として実行に移すとともに、その成果を検証し改善につなげます。

②平成23年度における主な取組

- ・ OJTの要素を取り入れた、より実践的で効果の高い研修として、専門的な知識を有し、高い技術力を習得している職員による実践研修を的確に実施します。
- ・ 技術管理の包括的な民間委託を進めるなかで、安全・安心・安定供給が継続できるよう、職員の技術力、指導監督能力の維持・向上を目指し、実践業務などに役立つマニュアル類を整備するとともに、監督員研修を実施します。
- ・ 職務遂行上必要な能力の開発に向けて、ISO9001に定めている「必要な力量の確認及び教育・訓練」を確実に推進するよう、ISO9001研修を実施します。

(2) 防災危機管理の推進

「企業庁防災危機管理推進計画（平成19年12月改訂）」に基づき、危機管理体制の充実・強化、地震・風水害など自然災害による被害の軽減や漏水等事故の未然防止等に取り組むとともに、東日本大震災による国・関係機関等の対応を踏まえ、同計画の見直しを行います。

①危機管理推進体制の整備

平常時における品質管理と非常時における危機管理を適切に行うため、「危機・事業管理特命監」と事業所に「安全給水（発電）調整監」を配置しています。

その上で、危機・事業管理特命監や安全給水（発電）調整監等をメンバーとする「企業庁危機管理推進会議」を設置し、災害発生時の未然防止対策の検討や、事故原因の分析結果などを情報共有し、取組の水平展開をはかっています。

②耐震化対策

水道事業、工業用水道事業においては、主要施設や水管橋の耐震化対策等を計画的、重点的に実施するとともに、水力発電事業については、計画的な設備の改修等を実施しています。平成23年度も引き続き、計画的な施設改良に努めます。

③震度5強以上の緊急時における初動・応急体制の充実・強化

民間委託の推進や業務の効率化に伴い人員削減が進む中で、災害時における応援要員の確保等、受託事業者を含めた危機管理体制を確立するため、平成20年度に企業庁独自の参集体制として、震度5強以上などの場合には、あらかじめ定めた企業庁有人施設（原則、職員の自宅に最も近い施設）に参集するよう見直しました。

平成21年度からは、見直した非常参集体制に基づき各水道事務所において訓練を実施するとともに、受託事業者等との連携強化をはかってきました。

平成23年度も引き続き危機管理体制に関する訓練を各所属で実施し検証を行うとともに、受託事業者等との連携強化に努めることにより、効果的な体制の確立に取り組めます。

(3) 固定資産の管理

①水力発電事業の民間譲渡にかかる資産の整理

水力発電事業の資産のうち、民間譲渡対象外資産（公舎跡地等）の整理、処分を進めます。

②未利用土地の処分

企業庁の未利用土地については、売却を随時進めており、平成22年度は川越ポンプ所の跡地の一部を売却しました。

今後も、未利用土地については、売却処分を行うなど適切な処理を行っていきます。

③建設改良事業に伴う固定資産台帳の作成

建設改良事業の実施により取得した資産については、供用開始に伴い、固定資産台帳の作成を行います。

(4) 労働安全衛生への対応

各事業所における労働災害・事故ゼロを実現するため、次のとおり労働安全衛生の確立に取り組んでいます。

①労働安全衛生の体制

「三重県企業庁安全衛生基本方針」に基づき、「総括安全衛生委員会」において毎年度、「安全衛生重点取組項目」を決定するとともに、基本方針と重点取組項目を具体的に実施するため、「各事業場安全衛生計画」を策定し、実効性のある労働安全衛生の取組を行っています。

②平成23年度の主な取組

- ・ 発注者として労働災害防止のため、請負業者等に対する安全衛生管理体制の周知徹底に取り組みます。
- ・ 職場に潜む労働災害をもたらすリスク（潜在リスク）についての把握を行い、そのリスクに対して優先順位をつけて評価する「リスクアセスメント」を各事業所で実施し、その結果に応じてリスクの除去又は低減対策を検討し実行します。
- ・ 職員の心身の健康の保持増進に努めます。

<参考>労働災害発生件数

年度	企業庁職員	請負業者
20	2	3
21	2	0
22	1	1

【事業分野】

1 水道用水供給事業

(1) 運営状況

- ① 本県の水道用水供給事業は、大規模開発による水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年度に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

その後、順次事業統合や拡張事業を実施し、市水道事業への一元化等を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を営業し、県内29市町のうち、17市町に供給しています。

また、給水能力は、平成23年4月1日現在で一日当たり427,666m³となっています。

平成21年度の給水量は約8,360万m³で、県全体の需要量に対しては約31%の水量に相当します。(平成22年度の給水量は約8,152万m³)

- ② 近年、くらしの安全・安心に対する意識が高まっており、より良質で安全な水を供給していくことが求められているため、計画的な施設改良等を進めています。

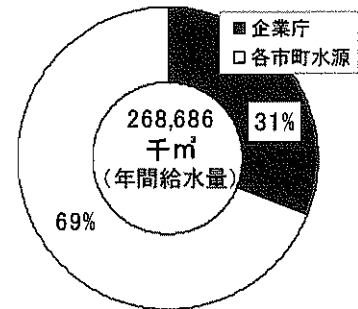
【三重県実施の平成23年度「一万人アンケート」結果速報より】

「飲料水の供給」について

- ・重要意識 93.6%《順位第3位》(93.8%)
- ・満足意識 67.2%《順位第1位》(67.2%)

※()は平成22年度報告結果

県内水道の給水量に
企業庁の水が占める割合
(平成21年度実績)



(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・「契約水量(一日当たり)」に「基本料金単価(円/m³・月)」を乗じて
得た金額

使用料金・「その月の使用水量」に「使用料金単価(円/m³)」を乗じて得た金額

なお、水道料金については、北勢系長良川水系については平成23年4月1日、その他水系については平成22年4月1日に料金改定を行いました。

水道料金表(平成23年4月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩 水道用水 供給事業	
	北勢系 木曾川 用水系	北勢系 三重 用水系	北勢系長良川水系		中勢系 雲出川 水系		
			亀山市	亀山市以 外			
基本料金単価 (円/m ³ ・月)	(680) 670	(3,300) 2,930	(3,130) 2,750	(1,400) 2,560	(470) 1,000	(2,030) 1,000	(1,290) 1,070
使用料金単価 (円/m ³)	39	(65) 39	39	39	39	39	39

※()内は旧料金単価

(参考) 水道事業の概要【営業関係】

(平成23年4月1日現在)

事業名	水源 <浄水場>	計画目標年度	給水対象市町及び給水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曾川 用水系	木曾川 総合用水 (岩屋ダム) <播磨>	S60 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 川越町 5,800 四日市市 36,200 鈴鹿市 10,000 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系 三重 用水系	三重用水 <水沢>	H12 四日市市 41,800 菰野町 2,600 鈴鹿市 6,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系 長良川 水系	長良川 (長良川 河口堰) <播磨>	H30 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 朝日町 1,000 川越町 1,400 四日市市 2,200 亀山市 7,400 鈴鹿市 2,200 菰野町 700 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1
	中勢系 雲出川 水系	雲出川 (君ヶ野ダム) <高野>	S60 津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系 長良川 水系	長良川 (長良川 河口堰) <大里>	H30 津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道 用水供給事業	櫛田川 (蓮ダム) <多気>	H32 伊勢市 37,300 松阪市 61,000 鳥羽市 20,000 多気町 6,050 明和町 2,800 度会町 500 玉城町 500 志摩市 10,000 計 138,150	138,150 拡張全部給水時 139,850	一部給水: S62.5.1 全部給水: H11.4.1 拡張全部給水 (予定): H27.4.1	
合計			17市町	427,666	

(参考) 水道事業の概要【建設関係】

事業名	水源	計画目標年度	給水対象市町 及び給水量(m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
南勢志摩水道 用水供給事業 (南勢水道拡張 事業)	櫛田川 (蓮ダム)	H32	大台町 1,700	1,700	給水(予定): H27.4.1	平成23~ 26年度	243,961

(参考) 水道事業の概要【確保水源】

水源	計画給水量(m ³ /日)	工期	事業費	備考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43~ 平成6年度	78.2億円 (長良川河口堰)	水源施設は完了 (水資源機構管理)
櫛田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46~ 平成3年度	36.1億円 (蓮ダム)	水源施設は完了 (国土交通省管理)

(3) 取組方向

- ・ 水道は県民の日常生活に欠くことのできないものであり、安全で安心な水道用水を安定して供給することが求められています。
このため、品質管理の強化や水質検査体制の充実をはかるとともに、ホームページ等様々な機会を通じ、水道水の水質等に関する情報を受水市町や県民の皆様によりわかり易く提供していきます。
- ・ 水道料金については、平成22年4月から全水系の使用料金を同一料金に見直すとともに、中勢系雲出川水系と中勢系長良川水系の基本料金についても同一料金に見直しを行いました。他の水系の基本料金についても、受水市町の理解を得て、将来的に平準化を検討していく必要があります。
- ・ 北中勢水道用水供給事業（長良川水系）については、取水・導水施設の整備に向けた取組を行います。
- ・ 南勢志摩水道用水供給事業(南勢水道拡張事業)については、平成27年4月から大台町への新規給水（一日最大給水量1,700m³）を開始するため、適切に建設事業を進めます。
- ・ 東日本大震災の発生により、ライフライン等に係る大規模地震対策の必要性は、ますます高まっており、災害による被害の軽減、未然防止等のため、耐震化対策等を着実に進めます。

(4) 計画的な施設改良の推進

- ・ 沈澱池等の主要施設及び水管橋の耐震改良を行うことにより、大規模地震などの災害時において、被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の送水を実現します。
- ・ 管路については、老朽劣化対策や漏水対策として着実に更新を行うことにより、安定した供給を実現します。

【全体 年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	4か年計
水道	1,769	2,492	3,030	2,473	9,764

※「企業庁第2次中期経営計画」(平23年3月策定)より抜粋。事業費は計画ベース。

①耐震化対策

ア 応急復旧期間の目標

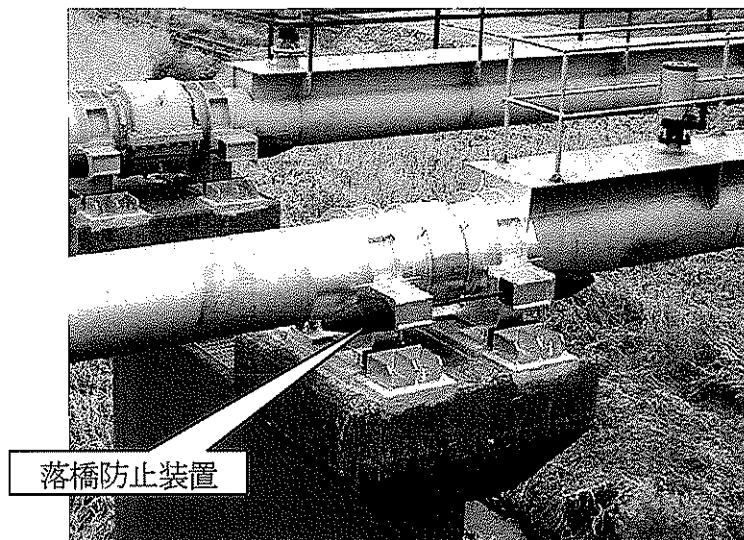
当庁施設の被災後の応急復旧期間の目標を最長1週間以内とし、目標達成のため必要な耐震化対策を実施します。

イ 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる沈澱池等、主要施設の耐震化対策を実施します。

ウ 水管橋

構造上複雑なため短時間で復旧が困難な水管橋や基幹管路で被災時の影響が大きい水管橋など、応急復旧に長期間を要する水管橋の耐震化対策を優先的に実施します。



水管橋の耐震化対策として実施した落橋防止装置設置工事の施工状況
〔三滝川水管橋落橋防止装置設置及び伸縮管取替工事〕

エ その他

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曾川用水系)の重要な施設で、水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利用者がその費用の負担を行っています。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H22末 (現状値)	H23	H24	H25	H26 (目標値)
主要施設の耐震化率	98.4	99.2	100.0	100.0	100.0
水管橋の耐震化率	92.9	93.5	94.7	96.5	98.8

〔指標の説明〕

・主要施設の耐震化率

企業庁が管理する主要施設（129施設）のうち、計画的に耐震化する主要施設の割合。

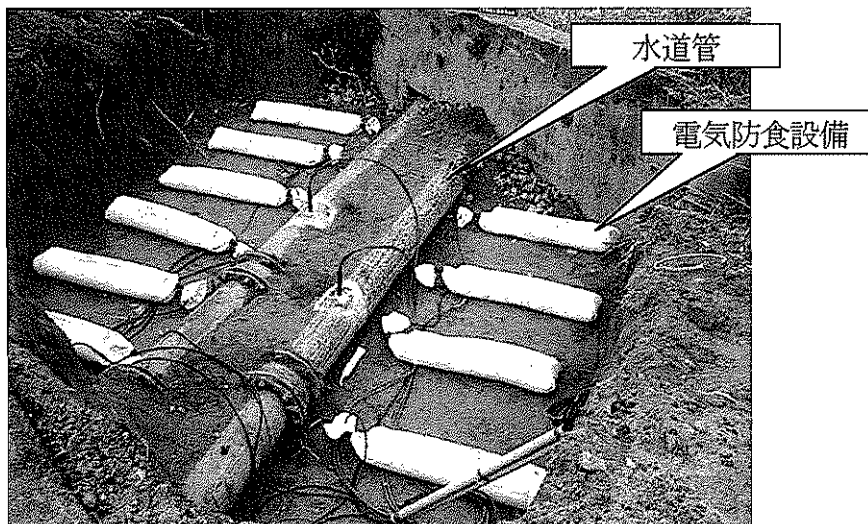
・水管橋の耐震化率

企業庁が管理する水管橋（170橋）のうち、計画的に耐震化する水管橋（平成26年度までに168橋）の割合。（残りの2橋を含め平成28年度までに全て完成予定。）

②老朽劣化対策

ア 管路

漏水対策として、腐食環境の著しい箇所に埋設されている水道管については、管路の状況を見ながら、布設替えや電気防食設備を設置します。



管路の腐食対策として実施した電気防食設備設置工事の施工状況
〔送水管路電気防食設備設置工事（明和分水）〕

イ 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び機器の製造中止等を総合的に勘案して更新します。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23	H24	H25	H26 (目標値)
設備の更新率	24.4	53.3	84.4	100

〔指標の説明〕

・設備の更新率

4年間（平成23年度～平成26年度）で更新する設備（90設備）のうち、計画的に更新する設備の割合。

(5) 建設・拡張事業

①北中勢水道用水供給事業（長良川水系）：取水・導水施設の計画

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、「北部広域圏広域的水道整備計画」（環境森林部所管）に基づいて実施しており、この計画では、水源として位置づけている長良川河口堰からの取水・導水施設を平成29年度までに整備することとなっています。

このことから、未整備となっている取水・導水施設の整備及び工業用水道配水管など一部施設の水道用水供給事業への用途変更（本転用）に向けた取組を行います。

【平成23年度における主な工事予定】

・水質シミュレーション調査業務委託

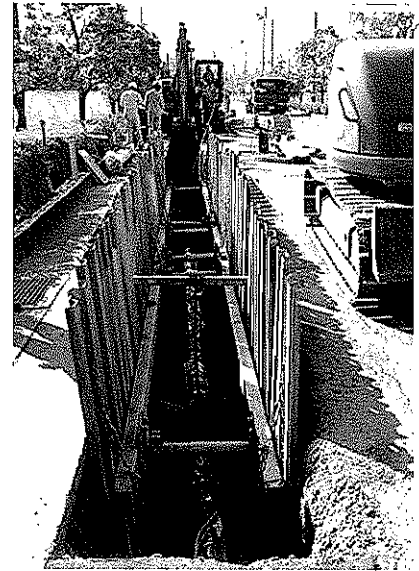
12,500千円

②南勢志摩水道用水供給事業：大台町への新規給水について

平成22年6月の「南部広域圏広域的水道整備計画」(環境森林部所管)の改定を受け、企業庁は大台町への新規給水に向けて、計画的・効率的に施設整備を進めていきます。

<新規給水の概要>

給水対象地域： 大台町
 一日最大給水量： 1,700m³
 給水開始時期： 平成27年4月1日(予定)
 事業実施期間： 平成23年度から平成26年度
 事業費： 244百万円

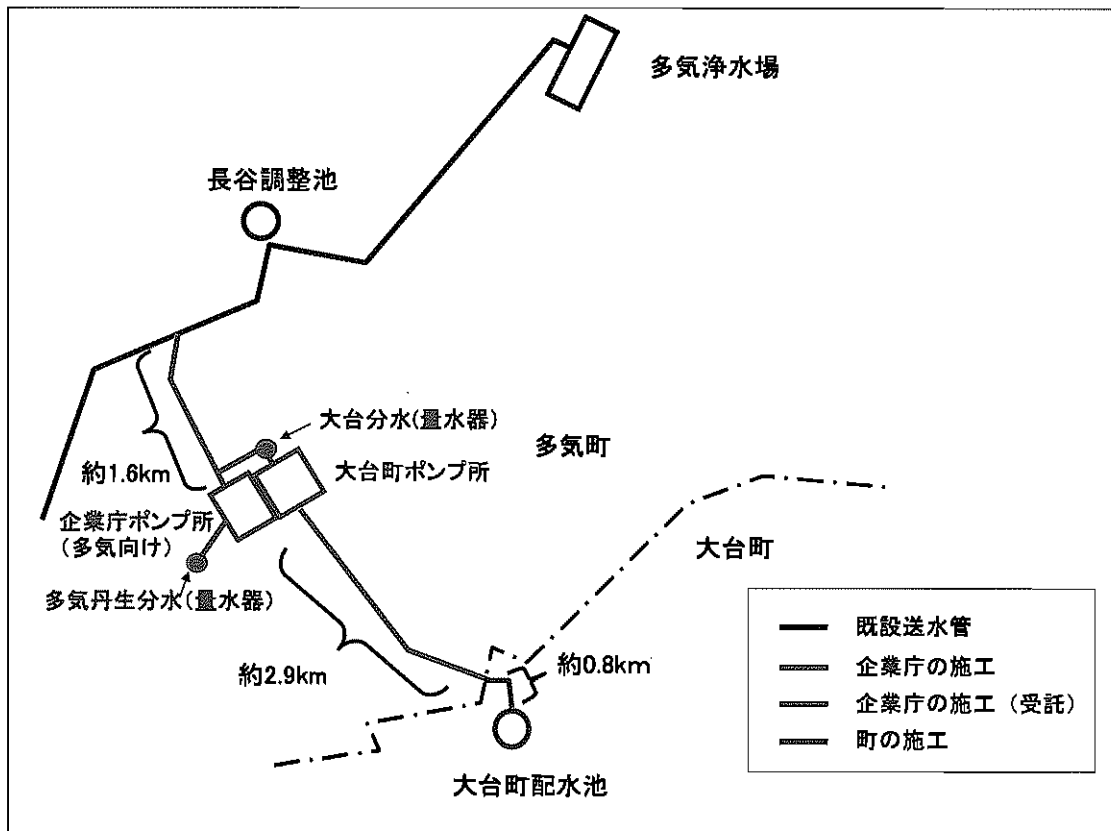


送水管布設工事(イメージ図)

【平成23年度における主な工事予定】

- ・送水管路測量設計(丹生)業務委託 15,120千円
- ・丹生加圧ポンプ所用地測量業務委託 2,100千円 他

【南勢志摩水道用水供給事業概要図(大台町関係)】



2 工業用水道事業

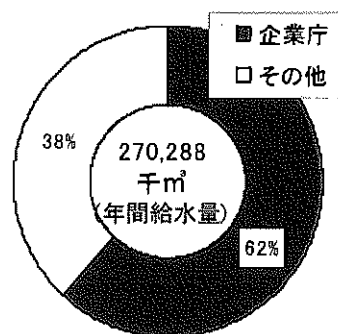
(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に、四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。

現在、給水能力は全体で一日当たり911,500m³を有し、県内の96社107工場に工業用水を給水することで、産業の発展、県土の保全に寄与しています。

なお、企業庁の工業用水は、平成21年度の給水量が約1億6,714万m³であり、県内工業用水の約6割を占めています。(平成22年度の給水量は、約1億7,453万m³)

県内工業用水に
企業庁の水が占める割合
(平成21年度実績)



工業用水道事業の概要

(平成23年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約給水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢 工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	74社 83工場	長良川 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川 総合用水 (岩屋ダム) <山村>	(990,000) 830,000	733,240	昭和 31.4.1	昭和28年~	(14,270,826) 63,147,035
多度 工業用水道事業	桑名市	1社 1工場	三重用水 <多度>	(10,000) 10,000	10,000	昭和 61.4.1	昭和59 ~62年度	(10,434,228) 1,813,600
中伊勢 工業用水道事業	津市	14社 16工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,670	昭和 46.5.1	昭和44年~	(429,110) 5,200,000
松阪 工業用水道事業	松阪市	7社 7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和 38.10.15	昭和36 ~62年度	908,208
合計		96社 107工場		(1,088,500) 911,500	799,410			(25,134,164) 71,068,843

(注1) 給水能力の()内は全体計画量を、事業費の()内は水源負担額(外数)を示します。

工業用水道事業の概要【確保水源】

(平成23年4月1日現在)

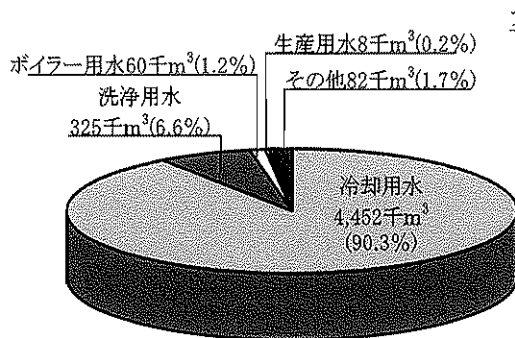
事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	(注) 4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰 関連工業用水道事業(仮称)	北勢地域	長良川 (長良川 河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計			519,800		

(注) 計画給水量については、事業予定計画水量。

(参考) 県内工業用水道の用途について

用途別の使用状況

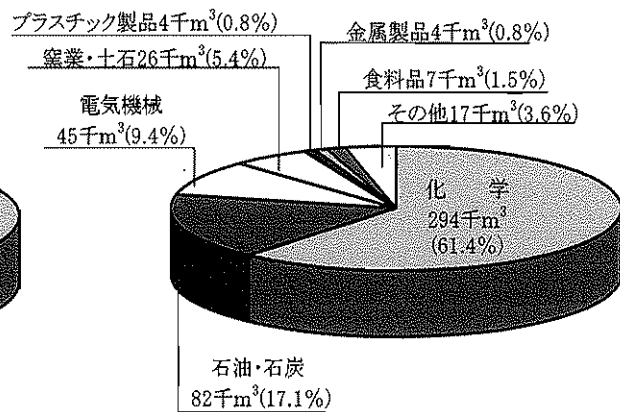
日量492万7千m³の工業用水(回収水418万7千m³、工業用水道47万9千m³、その他26万1千m³)は、次のように使用されています。



全体492万7千m³
(平成21年度工業統計)

工業用水の産業別使用量

工業用水道から給水した日量47万9千m³の工業用水は、産業別に次のように使用されています。



全体47万9千m³
(平成21年度工業統計)

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金・「基本(契約)水量(一日当たり)にその月の日数を乗じて得た水量」に「基本料金単価(円/㎥)」を乗じて得た金額

使用料金・「基本(契約)水量から休止水量^(※)を減じた水量にその月の日数を乗じて得た水量」に「使用料金単価(円/㎥)」を乗じて得た金額

※休止水量…使用量が少ない時期等に、休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年2回。(5月、11月)

また、「使用水量」が「基本(契約)水量から休止水量を減じた水量」を超えて受水した場合には、超過料金をいただいています。

工業用水道事業の料金表(平成23年4月1日現在)

単位:円/㎥

	基本料金単価	使用料金単価	超過料金単価
北伊勢工業用水道事業	15.5	3.5	38.0
多度工業用水道事業	45.0	—	90.0
中伊勢工業用水道事業	21.3	1.9	46.4
松阪工業用水道事業	14.9	1.1	32.0

(3) 取組方針

- ・ 施設の老朽劣化対策として、昭和56年から順次改築事業等を実施してきましたが、老朽劣化対策の一層の推進とともに、耐震化対策の実施が急務となっており、企業庁第2次中期経営計画に基づき、耐震化対策等を着実に進めます。
- ・ 安全・安心・安定供給の実現を図りつつ、料金負担の軽減等ユーザー企業のニーズにも対応していくため、事業運営において引き続きコスト削減に努めるとともに、ユーザー企業等に対し積極的に経営情報の提供等を行っていきます。
- ・ 未売水の解消に向け、関係部局や市町の企業誘致担当部局と連携し需要開拓に取り組むとともに、企業からの給水申し込みに対し、迅速・的確な対応を行っていきます。

(4) 計画的な施設改良の推進

- ・ 取水施設や浄水場等の主要施設や水管橋の耐震化対策を行うことにより、大規模地震などの災害時における被害を最小限に抑え、迅速な復旧による早期の給水を可能とします。
なお、阪神・淡路大震災において、神戸市工業用水道の応急復旧に12週間を要したことを踏まえ、当庁では、被災後の応急復旧の当面の目標を6週間としています。
- ・ 老朽劣化対策については、漏水事故等が危惧されるコンクリート管(PC管)や鋳鉄管(CIP管)の更生工事等を実施するとともに、耐用年数の経過した電気・計装・機械設備の更新を行うことにより、事故の未然防止に努めます。

【年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	4か年計
工業用水道	3,180	4,178	3,730	3,820	14,908

※「企業庁第2次中期経営計画」(平23年3月策定)より抜粋。事業費は計画ベース。

①耐震化対策

ア 主要施設

被災した場合、人命や社会的に重大な被害を及ぼすと思われる浄水場・取水所等、主要施設の耐震化対策を実施します。

イ 水管橋

管路施設の被災によりユーザーへ配水支障を与えないようにするため、応急復旧に長期間を要する内径1000mm以上の水管橋の耐震化対策を優先的に実施します。

ウ その他

北中勢水道用水供給事業(北勢系・木曾川水系)の重要な施設で、水資源機構が管理する木曾川用水施設については、水資源機構が耐震化工事を進めており、利用者がその費用の負担を行っています。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H22末 (現状値)	H23	H24	H25	H26年度 (目標値)
主要施設の耐震化率	73.4	78.1	78.1	87.5	87.5
水管橋の耐震化率	73.0	77.0	87.8	95.9	95.9

〔指標の説明〕

・主要施設の耐震化率

企業庁が管理する主要施設(64施設)のうち、計画的に耐震化する主要施設(平成26年度までに56施設)の割合。(残りの8施設を含め平成28年度までに全て完成予定。)

・水管橋の耐震化率

企業庁が管理する水管橋(74橋)のうち、計画的に耐震化する水管橋(平成26年度までに71橋)の割合。(残りの3橋を含め平成28年度までに全て完成予定。)

②老朽劣化対策

ア 管路

管路の老朽劣化対策については、企業庁第2次中期経営計画期間中(H23~H26)において、コンクリート管(PC管)のパイプ・イン・パイプ工法(管挿入工法)による管更生工事(2.8km)や铸铁管(CIP管)の布設替工事(1.7km)を実施します。

イ 電気・計装・機械設備等

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び機器の製造中止等を総合的に判断して更新します。

【第2次中期経営計画における成果指標】

(単位：%)

指標	H23	H24	H25	H26年度 (目標値)
管路の更生率	13.5	13.5	82.3	100.0
設備の更新率	15.8	42.1	66.7	100.0

〔指標の説明〕

・管路の更生率

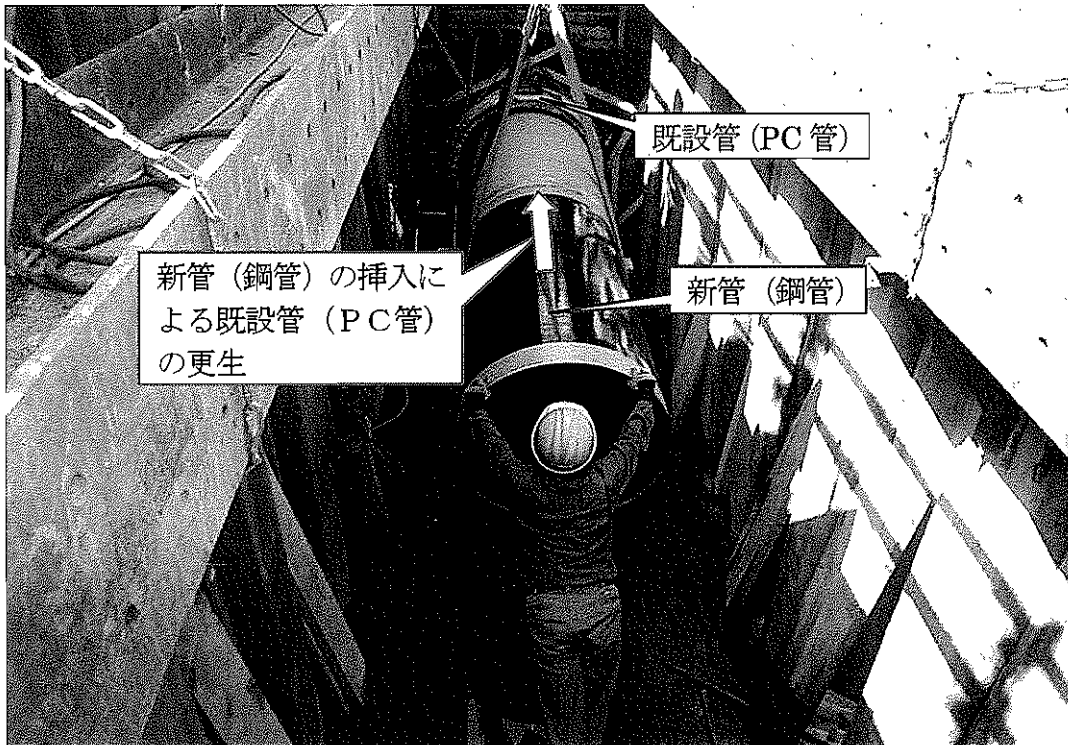
4年間（平成23年度～平成26年度）で更生する管路（4.5km）のうち、計画的に更生する管路の割合。

・設備の更新率

4年間（平成23年度～平成26年度）で更新する設備（57設備）のうち、計画的に更新する設備の割合。

③配水運用の強化

漏水事故等の緊急時における給水の安定化を図るため、管路の複線化・ループ化による配水ネットワークの強化や、導水・配水管路の連絡施設を引き続き設置します。



管路の老朽劣化対策として実施した管更正工事(パイプ・イン・パイプ工法)の施工状況
 [内径 1100 耗 PC 管布設替工事(二期前期・伊坂ダム)]



耐震化対策を行った員弁川水管橋(二期・後期)

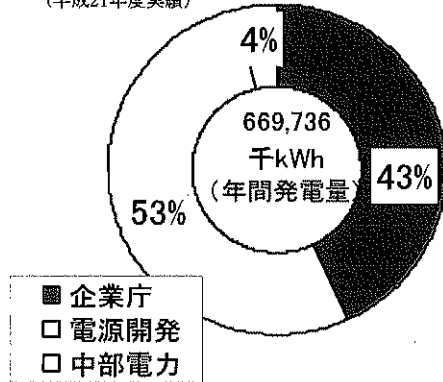
3 水力発電事業

(1) 運営状況

① 昭和27年に電気事業許可を受け、宮川総合開発事業の一環として長発電所をはじめに、宮川第一、第二、第三発電所を順次建設し、その後も、中南勢地域総合開発事業や石油代替エネルギー政策のもとで、6箇所の水力発電所を建設しました。

現在の設備は10発電所で、発電した電力は中部電力㈱を通して県内に供給しており、合計最大出力は98,000kWです。これは、全国の26公営電気事業者の中で10番目の規模です。

県内水力発電に
企業庁が占める割合
(平成21年度実績)

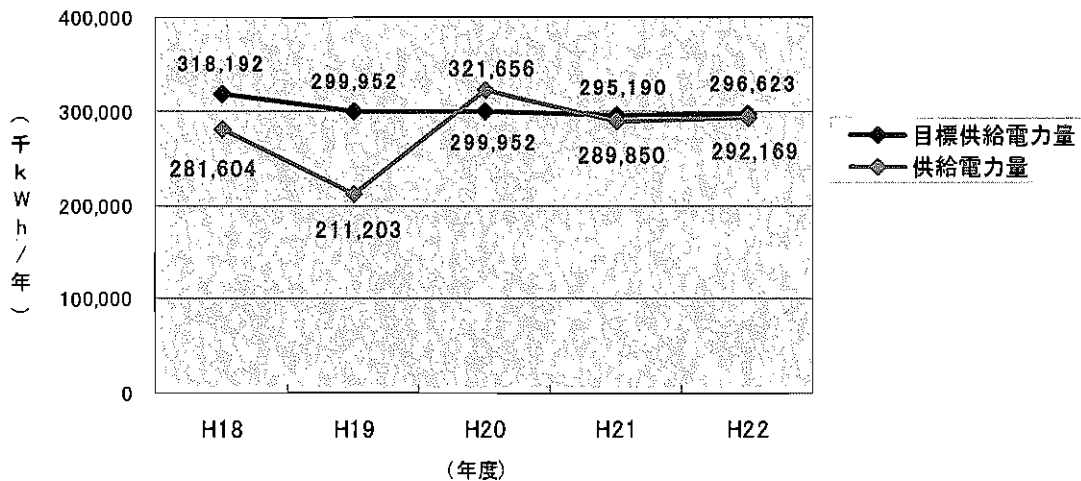


近年の発電状況について、平成19年度は渇水のため供給電力量が目標を大きく下回りましたが、平成20年度は平均的な降雨があり、目標を上回りました。

平成21年度、平成22年度はともに目標を若干下回り、平成22年度の供給電力量は292,169千kWh (目標の98.5%) でした。

この供給電力量は一般家庭約8万世帯分の消費電力に相当します。

水力発電の供給電力量



目標供給電力量…過去の実績等から将来の供給電力量を予測した値

② 発電所業務の効率化を図るため、平成14年度から、10発電所の運転監視制御を三瀬谷発電管理事務所へ一元化するとともに、平成19年度から水車発電機等の外部点検業務を直営点検から外部委託しています。

(参考) 電気事業設備概要

(平成23年4月1日現在)

発電所名	使用河川名	発電所位置	発電形式	最大使用水量 (m ³ /秒)	最大出力 (kW)	H22年度 供給電力量 (千kWh)
長	大内山川	多気郡大台町	水路式	6.00	2,600	13,096
宮川第一	宮川	北牟婁郡紀北町	ダム水路式	24.00	25,600	72,641
宮川第二	宮川	北牟婁郡紀北町	水路式	24.00	28,600	94,067
宮川第三	堂倉谷川 不動谷川	多気郡大台町	ダム水路式	3.00	12,000	51,508
三瀬谷	宮川	多気郡大台町	ダム式	40.00	11,400	17,850
青蓮寺	青蓮寺川	名張市中知山	ダム式	4.00	2,000	6,782
大和谷	大和谷川	多気郡大台町	水路式	3.00	6,400	12,007
蓮	蓮川	松阪市飯高町	ダム式	9.00	4,800	11,606
青田	青田川 菅谷川	松阪市飯高町	水路式	1.50	2,800	6,578
比奈知	名張川	名張市上比奈知	ダム式	3.70	1,800	6,034
水力合計					98,000	292,169

※上記の他、水力エネルギーの有効利用の観点から、河川環境維持を目的とする宮川ダムからの放流水（毎秒0.5m³）を利用して発電を行う維持放流発電設備（220kW）を平成17年度に整備し、平成18年4月から運用を開始しています。

(2) 料金

①電気料金の仕組み

水力発電事業の卸供給料金は、卸供給事業を営む事業者と一般電気事業者が契約により定めるものですが、電気事業法及び関係法令において、具体的な算定方法や国への届出等の手続き等が定められています。

例えば、料金の算定方法について、公共性の高い電力事業を継続的かつ安定的に経営するため、事業により過大な利益あるいは損失を生じることのないよう、料金は事業運営に必要な経費を料金で賄うことのできる「総括原価方式」により算定することとされています。

これは、原価を算定する期間内に、卸供給を行うために必要な費用（営業費）に、適正な利潤（事業報酬）を加えた額として算出しています。

なお、料金は、基本料金と従量料金に区分されます。

基本料金：供給電力量に影響されない料金
従量料金：供給電力量に基づき算定される料金

②電気料金の推移と現状

企業庁と中部電力㈱は、企業庁が運営する10箇所の水力発電所について一括して電力受給に関する基本契約を締結するとともに、2年毎に電力受給契約を結び、料金を更改しています。

本年度の料金は、平成22年度から23年度の契約で更改しています。

料金契約期間 (年度)	基本料金 (年額)	従量料金単価 (1 kWhあたり)	平均単価 (1 kWhあたり)
15～16	2,413百万円	1.20円	8.76円
17～18	2,183百万円	1.20円	8.06円
19～20	1,946百万円	1.20円	7.69円
21	1,854百万円	1.20円	7.48円
22～23	22 2,044百万円	1.20円	8.09円
	23 1,799百万円	1.20円	7.27円

※平成21年度は基本契約の最終年度であったため、単年度契約。

※平成22年度、平成23年度は2ヶ年契約であるが、各年度に必要な費用の差が大きかったため、年度ごとに料金を設定。

(3) 計画的な施設改良等の推進

- ・ 施設改修を確実に実施することで、より安定した発電を可能とします。
- ・ 譲渡課題となっているPCB含有の大型変圧器5台（宮川第一3台、宮川第二1台、三瀬谷1台）の取替について、譲渡譲受時期までに計画的に実施します。（宮川第一及び宮川第二発電所は平成23年度から24年度、三瀬谷発電所は平成24年度から25年度の期間に実施予定。）
- ・ 電気料金の低減を求められる中、限られたコストのもとで、施設や機器の適切な改修を実施することにより、安定した発電や設備の簡素化、メンテナンスフリー化などの維持管理の効率化を実現します。

【年度別事業費】

(単位：百万円)

年度	H23	H24	H25	H26	4か年計
電気事業(水力)	409	1,105	640	757	2,911

※「企業庁第2次中期経営計画」(平成23年3月策定)より抜粋。事業費は計画ベース。

①耐震化対策

ア 基本的な考え方

各発電所の重要度を勘案し、損壊によって取水した水が周囲に溢れるなどの他への重大な二次災害の発生が想定される施設や人命に関わる施設、被災により長期間供給停止する施設の耐震化対策を優先的に実施します。

イ 導水路

導水路内のクラックを改修します。

ウ 主要設備

管理橋など残り2施設の耐震補強を実施します。

◎導水路及び主要施設の耐震化の進捗状況（平成22年度末現在）

（単位：箇所）

施設区分	全施設数 (a)	耐震不要 (b)	耐震化必要		耐震化 施設(e)= (b)+(c)	耐震化率 (e)÷(a)	非耐震化率 (d)÷(a)	
			実施済 (c)	実施予定 (d)				
導水路	6	4	2	1	1	5	83.3%	16.7%
主要施設	85	74	11	9	2	83	97.6%	2.4%

②主要設備の改修・更新

電気設備、計装設備、監視制御設備及び機械設備などについて、個々の設備の耐用年数、劣化状況及び取替部品の製造中止等を総合的に勘案して更新します。

発電停止が少なくなるよう、12年に一度、約2か月発電を停止して行う水車発電機等の分解点検作業に合わせて、集中的・効率的に実施します。

なお、施設構築物については、施設の老朽化を踏まえ、予防保全の考え方を基本として実施します。

(4) 川上発電所

川上ダムの放流水を利用して発電を行う川上発電所の建設計画については、ダム建設費の増加等により、事業採算性を考慮して撤退することとして、関係者との調整を進めてきました。

平成21年3月31日の「淀川水系河川整備計画」の策定、平成21年4月17日の「淀川水系における水資源開発基本計画（フルプラン）」の閣議決定及び平成23年2月28日には「川上ダム建設事業に関する事業実施計画」の変更が国土交通大臣に認可され、川上ダム建設事業から発電事業の撤退が確定しました。

これを受けて、川上ダム建設事業に負担してきた費用の清算と川上発電所建設に係る国庫補助金（中小水力発電開発費補助金）の返還を行いました。（平成23年4月15日）

4 R D F 焼却・発電事業

(1) 運営状況

R D F 焼却・発電事業は、資源循環型社会の構築をはかるとともに、未利用エネルギーの有効活用を促進するための県のモデル事業として、企業庁が、水力発電事業（地方公営企業法第2条に規定する法定事業として実施）の附帯事業として、平成14年12月から運営しています。

三重ごみ固形燃料発電所は、平成15年8月19日の貯蔵槽爆発事故発生に伴い運転を停止しましたが、安全対策等の施設改修および危機管理マニュアル等を整備し、試運転を経て、平成16年9月21日から運転を再開しました。

また、安定的にR D F を処理するため、貯蔵施設を新たに整備し、平成18年8月29日から運用を開始しました。

現在、焼却・発電施設及び貯蔵施設の各運転管理業務受託事業者と企業庁が緊密な連携のもと一体となって発電所の運営にあたっています。

(参考1) 発電所の概要

設置場所：桑名市多度町力尾地内

処理方式：外部循環型流動層ボイラ方式

処理能力：240 t/日（120 t/日×2系列）

発電出力：12,050 kW

(参考2) R D F 製造市町（6団体14市町）

事業主体	構成市町
桑名広域清掃事業組合	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
香肌奥伊勢資源化連合	松阪市、大台町、多気町、大紀町
南牟婁清掃施設組合	熊野市、御浜町、紀宝町
志摩市	—
伊賀市	—
紀北町	—

①焼却・発電施設の運用

R D F 受入検査やボイラの排ガス分析等、周辺地域の環境測定を適宜実施するとともに、設備の定期点検（ボイラ2基×年3回）と法定自主検査（ボイラ2年に1回、タービン4年に1回）を行うなど安全確保に取り組んでいます。

R D F の焼却により発電した電力は、中部電力㈱及び桑名広域清掃事業組合に供給しており、これは一般家庭約1万4千世帯の1年間の使用電力量に相当します。

(平成22年度実績) R D F 処理量：48,055 t（日平均 約132 t）
供給電力量：50,028 kWh

②貯蔵施設の運用

ア 平常時の運用

ボイラの連続運転を確保するため、RDF搬入量の少なくなる週末に向けて必要な量のRDFを貯蔵し、土・日曜日に焼却処理します。

イ RDFの適切な貯蔵

異常を早期に発見し、迅速かつ的確な対応ができるよう、「RDF貯蔵施設管理規程」に基づき、24時間体制で温度・ガス等の監視を行います。

ウ ボイラ定期点検時等の運用

ボイラは1基ごとに点検します。点検時に稼働しているボイラ1基の処理能力を超えるRDFを貯蔵し、点検等終了後に焼却処理します。なお、4年に1回のタービン法定自主検査時には、貯蔵能力を超えるRDFを外部処理します。(今回は、平成26年度)

◎RDF貯蔵施設（H18年8月より運用開始）の概要

ア 形式:屋内式開放型ピット方式

イ 主要寸法:幅39m×長さ39.8m×高さ10.6m

ウ 最大貯蔵量:約1,000t(約137t×6ピット、約86t×2ホッパ)

エ 主な安全対策設備:

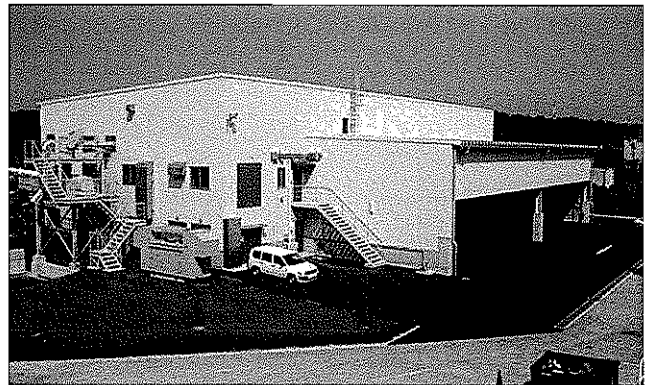
- 温度測定装置
 - ・ピット内RDF温度測定器(測温ケーブル式)2本/ピット
 - ・ホッパ内RDF温度測定器(測温抵抗体式)8箇所/ホッパ
 - ・RDF表面温度計(赤外線2次元イメージセンサー)2基
 - ・温湿度計 室内外各1基

○ガス濃度測定装置(一酸化炭素、メタン、水素、酸素)1式

○常時換気設備(処理風量250m³/分)1基

○ピット内注水設備

- ・防火水そう(200m³)1基
- ・防火ポンプ(100m³/時間)1台



(2) 安全対策等

①安全管理会議

平成16年3月に、発電所の安全運転の確保および環境保全に資するため、学識経験者、地域住民、市町関係職員、消防職員、県関係職員で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を、さらに同年5月には、専門的、技術的知見からの検討を行うため、学識経験者等で構成する「同技術部会」を設置し、運転状況を随時報告するとともに、発電所の運営等についてご意見をいただき、安全・安定運転に反映しています。

(開催実績) 平成22年度:安全管理会議1回、技術部会2回

②RDF品質管理

三重ごみ固形燃料発電所では安全確保のために、設備の定期的な点検や周辺地域の環境測定に加え、「ごみ固形燃料の品質管理に関する規程」に基づき、RDFの品質管理を行っています。主な取組として、RDFの受入時には、受入検査（年間2,500回程度）を行い、同規程の基準を満たさないRDFは市町に返却するなど、環境森林部と連携しながら、品質管理を徹底しています。

③地域との連携

地域住民の安全かつ安心な生活環境の保全に向けて、地域と企業庁が協働して取り組むため、地元自治会役員と発電所職員で構成する「地域連絡会議」を設置し、地域との調整や情報共有を行っています。

また、発電所だより（月1回発行）により定期的に、地元住民に発電所の運転状況等を報告しています。

今後も地元住民等関係者の理解と協力のもと、発電所の運営を進めます。

(3) RDF処理委託料の改定経緯

①平成18年度、19年度の処理委託料の改定

RDF焼却・発電事業は、売電による電力料収入と市町の負担により運営経費を賄うこととし、当初RDF処理委託料1tあたり3,790円で事業を開始しました。

その後、電力料収入の減少や新たな安全対策経費の増加等により、健全経営が困難な状況となったため、関係市町と協議を重ね、平成19年2月7日のRDF運営協議会総会において、平成18年度及び19年度のRDF1tあたりの処理委託料を5,058円とすること、引き続き平成20年度以降の適正な処理委託料改定に向けた協議を進めることなどについて、市町と合意しました。

②平成20年度以降の処理委託料の改定

平成20年度以降の処理委託料については、RDF運営協議会総務運営部会において、関係市町から提出されたRDF処理量の見通しや収支試算に基づく収支見込み^{*1}に基づき、平成20年11月6日に開催したRDF運営協議会総会において、次頁のとおり最終合意に至りました。

※1 収支試算に基づく収支見込み（平成14～28年度）（税抜き）

	累積欠損 第1期(H14～17)	収支試算(1) 第2期(H18～H19)	収支試算(2) 第3期(H20～H28)
RDF処理量	115,505t	100,745t	457,498t
収入	1,558百万円	1,434百万円	6,420百万円
支出	2,600百万円	1,793百万円	8,321百万円
損益	△ 1,042百万円	△ 359百万円	△ 1,901百万円

* 第1期は実績を反映（RDF処理料金は3,790円/t）

* 第2期及び第3期は、RDF処理料金を5,058円/tとして試算

* 累積欠損見込額 約3,302百万円

* 第3期において収支が均衡するRDF処理料金は、9,420円/tと試算される。

処理委託料の改定について

- 平成14年度から平成28年度までの収支不足見込み額約33.0億円のうち、平成19年度末までの累積損失約14.0億円については、県が負担する。
- 平成20年度から平成28年度までの収支の不足見込み額については、県と市町で半分ずつ負担する。
- 処理委託料については激変緩和措置をとることとし、平成20年度は据え置いたうえで、平成28年度に収支が均衡する処理委託料となるよう、平成21年度から毎年度処理委託料を段階的に引き上げる。
- 収支計画については、その時点までの運転状況、経済環境等を勘案し、平成20年度以後3年度ごとに見直す。

なお、併せて平成29年度以降の事業のあり方についても、下記のとおり合意されたところです。

平成29年度以降のあり方

- 今後、様々な課題について、県が事業主体となることも含めて、市町と県とで検討する。
- RDF運営協議会に「あり方検討作業部会」を設置し、概ね平成21年度末を目途として一定の方向性を得るよう協力して検討に取り組む。

③平成23年度からの処理委託料の改定

収支計画は平成20年11月の総会決議により3年ごとに見直すこととなっていることから、収支計画の見直し案等について市町と協議を行ない、平成23年4月5日に開催したRDF運営協議会総会において、次のとおり決議されました。

i 収支計画の見直し

見直された市町からの搬入見込み量が、現計画の90%程度にとどまるため、売電料など収入が減少する。支出の削減に努めるものの、収支不足見込額は、現収支計画（平成20年度から28年度まで）の19億円から4.1億円悪化し、23.1億円となる。

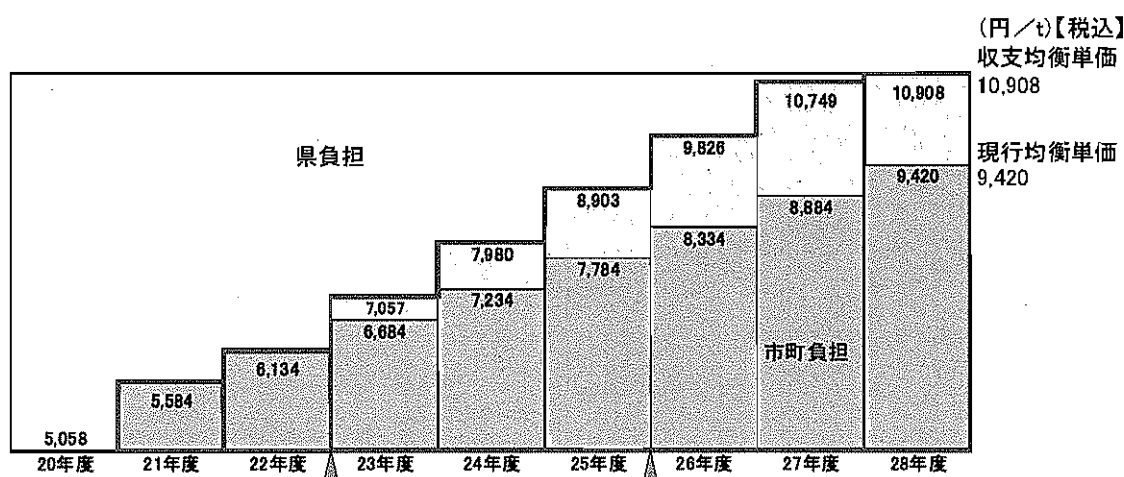
【参考：新たな収支試算に基づく収支見込み（平成20～28年度）】 (税抜き)

	現収支計画 (H20～H28)	見直し案 (H20～H28)	差額
RDF処理量	457,498 t	414,881 t	△42,617 t
収入	6,420 百万円	5,906 百万円	△514 百万円
支出	8,321 百万円	8,219 百万円	△102 百万円
損益	△ 1,901 百万円	△ 2,313 百万円	△412 百万円

* RDF処理料金を5,058円/t（税込額。税抜額は、4,817円/t）として試算

- ii 見直し結果に基づく平成23年度から28年度までの処理委託料の増額改定について
 平成23年度から28年度までの処理委託料について、平成23年度から毎年923円/t
 ずつ加算し、最終28年度の収支均衡単価を10,908円/tとする。

【参考：新たな収支計画に基づく処理委託料〈平成20～28年度〉】



(4) RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

平成20年11月の総会決議により、平成20年12月に「あり方検討作業部会」を設置し、事業を継続する場合の諸課題について検討を行い、一定の方向性を得るよう市町と協議を進めてきました。

- ① 平成22年4月に開催した理事会で、平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）^{※2}での新たな枠組みにおいて事業を継続することになりました。
^{※2} 5製造団体（13市町）：志摩市は平成25年度までの参加、26年度から離脱
- ② 平成22年8月に開催した理事会で、平成29年度以降の継続期間は、4年間（平成32年度末）とすることを前提に残された費用負担などの課題を整理することになりました。
- ③ 費用負担については、RDF処理に必要な経費は市町に負担いただきたいとする県の考え方を説明してきましたが、市町からは、県が事業主体となった上で、新たな費用負担を市町に求めないよう要望され、双方の意見には隔たりがあり、膠着状態となっていました。

【県及び市町の考え方】

■ 県の考え方

- ・ 県が事業主体となる場合、今後必要となる経費のうち、継続に伴う費用（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）は、一般廃棄物の処理は市町の責務であることやRDF化以外の処理方法をとっている他の市町との公平性からも、受益者負担を原則として、参画市町に負担していただく必要がある。

■ 市町の意見

- ・ 県はRDF構想を推進してきた責任を認め、今後の継続期間においても応分の負担をするべきである。
- ・ 課題解決に向けて、県として調整案を提示すべきである。

④ こうした膠着状態を打開するために、平成23年3月1日の第15回あり方検討作業部会において、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）を県と市町とで半分ずつ負担することなどを内容とする新たな提案を行い市町と協議を進めた結果、平成23年4月5日のRDF運営協議会総会において、次のとおり決議されました。

- 平成29年度以降の継続期間中は、県が事業主体となる。
- 継続期間における収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。
- 県は、安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に努める。

【参考：今後必要となる経費の試算】

(単位：百万円、税込)

	継続に伴う維持管理費の増額分 ※1	改修費	外部処理費 ※2	小計 ※3	撤去費	合計
4年継続の場合 (H29~32年度) ※4	1,887	495	34	2,416	720	3,136

※1 平成29年度以降必要となる維持管理費の総額から、収入予定の総額（売電収入及び平成28年度単価による処理委託料収入）を差し引いた額
 ※2 改修期間中の他施設でのRDF処理費用
 ※3 収支の不足見込額
 ※4 RDF想定処理量は H29年度～32年度:4万5千t/年
 ※5 上記の表は収支均衡単価（9,420円/t）を超える分についての試算

(5) 訴訟経過

RDF貯蔵槽爆発事故に係る富士電機(株)との間の損害賠償請求訴訟については、これまでに口頭弁論が5回、準備的口頭弁論^甲が18回開かれ、現在も継続して審理が行われています。

今回は、平成23年7月14日に第19回準備的口頭弁論が開かれる予定です。今後も、弁護士とも十分相談し、適切に対応していきます。

【経緯】

・口頭弁論

第1回（平成18年9月7日）～第5回（平成19年8月2日）開催

・準備的口頭弁論

第1回（平成19年11月1日）～第18回（平成23年3月10日）開催

【今後の予定】

第19回準備的口頭弁論 平成23年7月14日 開催予定

（注）準備的口頭弁論とは、争点及び証拠の整理などのために行う口頭弁論の一種です。

【参考】 民事訴訟の損害賠償請求額について

県側 : 22億5,653万4,672円

富士電機(株)側 : 31億5,408万 568円

【資料】

企業庁事務分掌

企業庁	定数	237人
	現在員	241.5人

(現在員について、再任用短時間勤務職員は0.5人として計上)

経営分野 事務分掌

現在員	33人
-----	-----

総括室長 小林 源太郎
(電話：059-224-2821)

企業総務室	17人
室長 小野 美治 (電話：059-224-2822)	

総務・法令担当	6人
---------	----

組織、定数及び人事に関すること
職員の給与及び服務に関すること
職員の福利厚生に関すること
労働協約に関すること
文書の收受、配布、発送及び保存に関すること
公印に関すること
人権啓発に関すること
法規文書、公示文書の整備及び審査に関すること
訴訟事務等に関すること
労働安全衛生に関すること

企画グループ	4人
--------	----

経営計画の推進及び調整に関すること
重要施策並びに重要事業の調整及び総合管理に関すること
県議会に関すること
広聴及び広報に関すること
情報化の普及啓発に関すること

事業管理グループ	6人
----------	----

入札・契約制度に関すること
技術管理に関すること
コスト縮減対策に関すること
公共事業システム（設計積算、進行管理）に関すること
防災及びリスクマネジメントに関すること
経営品質向上活動に関すること
ISO9001及びISO14001に関すること
職員の研修に関すること
技術の継承及び人材育成に関すること

財務管理室	13人
室長 長谷川 耕一 (電話：059-224-2829)	

財務1グループ	5人
---------	----

財務2グループ	4人
---------	----

予算の総括に関すること
決算の総括に関すること
企業債に関すること
出納に関すること
経営分析に関すること
財務システムの運用に関すること

資産管理グループ	3人
----------	----

建設仮勘定の精算に関すること
用地の管理に関すること
その他固定資産の管理に関すること

危機・事業管理特命監	川北 秀二 (電話：059-224-2822)
------------	----------------------------

危機管理、事業管理の推進に関すること

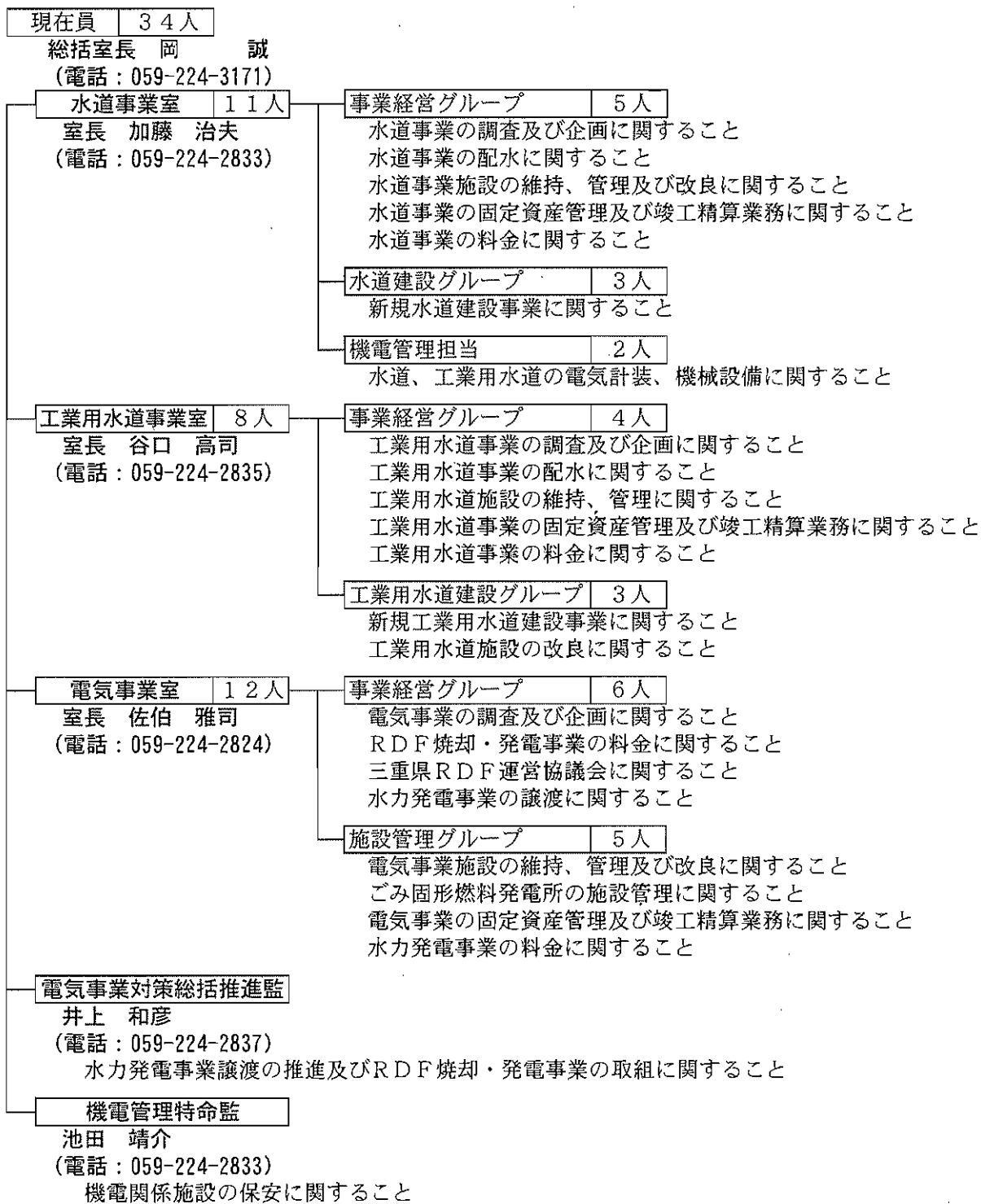
RDF発電特命監	川北 秀二 (危機・事業管理特命監兼務)
----------	----------------------

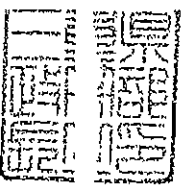
RDF焼却・発電事業に関すること

資産管理特命監	芳賀 敏孝 (電話：059-224-2829)
---------	----------------------------

資産整理の推進、資産管理の調整及び企業出納員に関すること

事業分野 事務分掌





三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に向けての確認書

三重県（以下「甲」という。）、三重県企業庁（以下「乙」という。）及び中部電力株式会社（以下「丙」という。）は、乙丙間の水力発電事業の譲渡・譲受（以下「譲渡・譲受」という。）について、下記のとおり確認する。

記

（譲渡・譲受協議）

- 1 甲、乙及び丙は、甲及び乙が丙に申し入れた別表1記載の水力発電所等の譲渡・譲受に向けて、引き続き誠意をもって協議を行うものとする。

（基本的事項の合意時期）

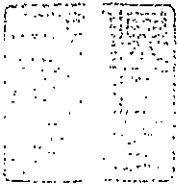
- 2 甲、乙及び丙は、平成23年6月末までに譲渡・譲受に係る基本的事項について合意することを目標に協議を進めるものとする。ただし、平成21年3月30日付「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」別紙2記載の課題について、別表2記載の対応方針に従って確実に解決されることを前提とし、平成23年6月末までに、その見通しが得られない場合は、譲渡・譲受に係る基本的事項の合意時期を含めて、再度協議を行うものとする。

（譲渡・譲受の対価、範囲、時期）

- 3 甲、乙及び丙は、これまでの協議を踏まえ、別表3記載の事項について確認する。

（本確認書に定めのない事項に係る協議）

- 4 本確認書に定めのない事項が発生した場合には、甲、乙及び丙は誠意をもって協議するものとする。

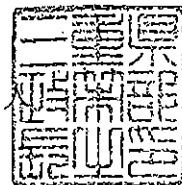


本確認の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が各々記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年 3月31日

甲 三重県政策部長

小林 清



乙 三重県企業庁長

高杉 晴



丙 中部電力株式会社

取締役専務執行役員

経営戦略本部長

勝野



別表 1

1. 水力発電所

発電所名	最大電力 (kW)	型式	所在地
青蓮寺発電所	2,000	ダム式	名張市中知山
比奈知発電所	1,800	ダム式	名張市上比奈知
蓮発電所	4,800	ダム式	松阪市飯高町森
青田発電所	2,800	水路式	松阪市飯高町青田
長発電所	2,600	水路式	多気郡大台町長ヶ
宮川第一発電所	25,600	ダム水路式	北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原
宮川第二発電所	28,600	水路式	北牟婁郡紀北町紀伊長島区三浦
宮川第三発電所	12,000	ダム水路式	多気郡大台町大杉
三瀬谷発電所	11,400	ダム式	多気郡大台町菅合
大和谷発電所	6,400	水路式	多気郡大台町久豆

2. ダム

ダム名	堤高 (m)	堤長 (m)	発電持分 (%)	所在地
不動谷ダム	20.5	44.0	100.0	(不動谷川左岸) 多気郡大台町大杉 (不動谷川右岸) 多気郡大台町大杉
三瀬谷ダム	39.0	160.0	100.0	(宮川左岸) 多気郡大台町弥起井 (宮川右岸) 多気郡大台町菅合

別表2

(1) 課題の内容及び対応方針 (地域貢献課題)

課 題		内 容	対 応 方 針
項 目			
1	宮川の流量回復	<p>○宮川ルネッサンス事業が取り組む宮川の流量回復に対して、水利使用規則に定められた宮川ダムからの河川維持放流量（毎秒0.37m³）に、発電用貯留水から毎秒0.13m³を上乗せした毎秒0.5m³の放流を平成18年4月から実施している。</p> <p>○流域関係市町からの更なる流量回復への要望や、県議会「宮川プロジェクト会議」における議論の内容を踏まえ、甲は「流量回復についての基本姿勢（案）」に基づき対応していくこととし、その中で新たに「粟生頭首工直下で毎秒3m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度に放流する」方針としたところ、県議会からもこの方針を尊重する旨の提言が出された。</p>	<p>○甲は関係箇所（市町及び関係団体）との調整を行いながら、「粟生頭首工直下で毎秒3m³を下回る場合、宮川ダムから年間1,000万m³を限度として放流する」ための具体的運用ルールや流量測定方法を策定する。丙もその策定に協力する。</p> <p>○譲渡・譲受後は、甲が行う「宮川ダム直下において毎秒0.5m³、粟生頭首工直下において毎秒3.0m³」の運用の検証や流域全体での議論の方向なども見極めながら、「宮川流域振興調整会議」において慎重に検討していく。</p>
2	治水機能の確保	<p>①宮川ダムにおける事前放流等</p> <p>○治水上必要と判断される場合には、洪水調整容量を多く確保するために発電容量を含めた事前放流を実施できるとする内容の覚書及び確認事項を宮川ダム管理者と交換し、運用について協力している。</p> <p>○宮川ダム放流時は、三瀬谷ダムも連携し、ダム水位を事前に低下させる運用を行っている。</p>	<p>○丙は事前放流の協力について、左記覚書に基づく現在の運用を継続する。</p> <p>○丙は宮川ダム放流と連携した三瀬谷ダムの運用を継続する。</p>
3		<p>②三浦湾への緊急発電放流</p> <p>○平成16年度の災害時の出水と同規模の出水が発生した場合には、宮川第一、第二発電所において、緊急発電放流を行うための運用方法を検討する。</p>	<p>○宮川流域の治水対策については、「事前放流」など宮川ダムの治水機能の強化を図っており、下流域の安全は確保されていることから、三浦湾への緊急発電放流については譲渡・譲受の条件としないこととし、引き続き甲が宮川流域における安全対策の向上に努める。</p>
4		<p>③三瀬谷ダム湖内の砂利採取</p> <p>○河川管理者が許可した砂利採取業者が行う砂利採取に対して、ダム運用に支障のない範囲で協力している。</p>	<p>○丙はダム運用に支障のない範囲で協力を継続する。</p>
5	灌漑補給 (三瀬谷ダム、宮川ダム)	<p>○宮川ダム建設時や三瀬谷ダム建設時に締結された協定に基づく運用を行っている。</p> <p>○渇水時には、宮川渇水調整協議会の調整などに基づくダムや発電所の運用を行っている。</p>	<p>○丙は左記協定に基づき現在の運用を継続する。</p> <p>○丙は渇水時には、渇水協議会での調整結果に基づく運用を行う。</p>
6	三瀬谷ダムの工業用水	<p>○南伊勢工業用水道事業を廃止することとし、関係市町の同意を得ている。</p>	<p>○南伊勢工業用水道事業は関係市町の同意を得たうえで廃止しているため、三瀬谷ダムは発電専用ダムとして丙が運用する。</p> <p>○工業用水の需要が発生した場合の代替水源としては、蓮ダムの未利用水源や地下水の活用を含め、甲が適切に対応する。</p>
7	森林環境の保全	<p>○甲が実施する森林環境創造事業に対して、乙は宮川ダム上流域等の県補助金額を負担している。</p>	<p>○左記事業は、地元にとって重要であることから、甲が譲渡・譲受の対価の一部をその事業費に充てることにより、これを継続する。</p>
8	稚鮎の放流（三瀬谷ダム）	<p>○三瀬谷ダム建設時に漁協と交換した覚書に基づき、補償として鮎放流に対する経費負担を行っている。</p>	<p>○丙は左記覚書に基づき現在の補償を継続する。</p>
9	三浦湾漁場環境の保全 (濁水調整)	<p>○宮川第一、第二発電所の濁水時の発電運用に関しては、協定に基づき、濁水時には発電を停止する運用を行っている。</p>	<p>○丙は左記協定に基づき現在の運用を継続する。</p>
10	三瀬谷ダムの流木除去	<p>○ダム運用に支障とならないよう、乙は必要に応じ流木除去を実施している。</p>	<p>○丙はダム運用に支障とならないよう、必要に応じ流木除去を継続する。</p>
11	関連施設	<p>①三瀬谷ダム湖の漕艇場</p> <p>○三瀬谷ダムの湖面使用について、協定に基づきダム湖を漕艇場として開放している。</p>	<p>○丙は左記協定に基づき現在の運用を継続する。</p>
12		<p>②三瀬谷ダム堰堤の自動車通行</p> <p>○三瀬谷ダム堰堤が、自動車通行可能な地域住民の生活道路として利用できるよう、設備開放を行っている。</p>	<p>○丙は左記運用を継続する。</p>
13	三瀬谷ダム下流の濁水対策	<p>○三瀬谷ダム下流の濁水の漁業への影響について、関係者から一定の対策を求められており、ダム管理者として今後の対応を検討している。</p>	<p>○乙は、漁協と協議の結果、濁水対策に代わるものとして、平成21年度から5年間、漁協に対して鮎放流への協力をを行う。</p>
14	奥伊勢湖環境保全対策協議会への参画	<p>○奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画している。</p>	<p>○奥伊勢湖環境の保全は、地元にとって重要であることから、甲が譲渡・譲受の対価の一部をその事業費に充てることにより、これを継続する。</p> <p>○丙は奥伊勢湖環境保全対策協議会に参画する方向で協議を進めていく。</p>

(2) 課題の内容及び対応方針 (地域貢献以外 (用地、設備等) の課題)

課 題		対 応 方 針
1	発電所等設備用地に係る土地諸権利の取得 ・ 導水路用地等	○乙は、丙と協議のうえ、発電所等設備用地等に係る土地諸権利を取得する。 ○乙は、丙と協議のうえ、境界未確定部分を確定させるとともに、境界確定書、境界標、図面の整備を行う。 ○乙は、丙と協議のうえ、未登記土地を解消させる。
2	発電所等設備用地に係る財産管理上必要な事項の整備 ・ 境界未確定部分の確定、境界確定書、境界標、図面の整備等 ・ 発電用途以外にも供されている土地に係る権利関係の整理等	
3	発電所等設備の公衆保安及び維持管理等に必要な設備修繕・改修等 ・ 電気・土木・通信設備の修繕・改修の実施 ・ 不要設備の整理等	○乙は、丙と協議のうえ、現地設備と合致した設備管理用図面を整備する。 ○乙は、丙と協議のうえ、現地設備が関係諸法令に適合しているかを確認し (届出確認、技術基準への適合確認など)、必要により手続を行う。 ○乙は、丙と協議のうえ、PCB含有機器類の取替を行う。 ○乙及び丙は、協議のうえ、宮川第三発電所建物のクラックの改修を行う。 ○乙は、丙と協議のうえ、大和谷発電所主要変圧器周辺の沈下対策を行う。 ○乙は、丙と協議のうえ、設備の必要箇所の修繕を行う。
4	発電所等設備の維持管理上必要な図書類の整備 ・ 電気・土木・通信設備に係る図書類の整備	
5	共有施設等に係る責任分界、管理方法及び費用負担等の整理 ・ 共有発電施設、道路巡視路等に係る管理方法・範囲等の整理	
6	補償契約、その他約束事項、諸要望等の解決 ・ 補償契約等に係る継続事項の整理 ・ 魚道改修等諸要望への対応	
7	河川法・電気事業法等関係法令に基づく運用及び監督官庁との調整協議 ・ 適正な取水管理、水利使用規則に基づく適切な運用 ・ 申請手続の実施	
8	水利権更新業務への対応	○乙及び丙は、協議のうえ、河川法・電気事業法等関係法令に基づく譲渡・譲受に必要な手続や発電所等の運用上の諸規程の整理などを行う。
9	その他	
		○上記のほか、譲渡・譲受に当たり解決が必要な事項について、甲、乙及び丙が協議のうえ、対応方針を決定する。

別表3

譲渡・譲受の対価、範囲、時期

項 目		基本合意あるいは譲渡譲受に向けた対応
1	譲渡・譲受の対価	○105億円（消費税相当額を除く）とすることで協議を進める。
2	譲渡・譲受の範囲	○別表1記載の水力発電所等における発電に必要な設備、用地及び権利を譲渡・譲受することで協議を進める。 ○発電用施設以外の公舎等の建物や土地については、乙において適切に処分等の対応を行うことで協議を進める。
3	譲渡・譲受の時期	○平成23年6月末までに譲渡・譲受にかかる基本的事項について合意することを前提に、平成24年度末から段階的に譲渡・譲受を開始し、平成26年度末までの3年間において譲渡・譲受の準備の整った発電所等を順次引き渡すことで協議を進める。 ○譲渡・譲受が完了するまでの間の発電所等の運転管理等の必要経費については、乙及び丙が別途締結する電力受給契約の受給料金として丙が負担するものとし、当該受給料金については総括原価方式により算定するものとする。

平成23年4月5日

収支計画の見直しとRDF処理委託料の改定について

RDF処理委託料について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた収支計画の見直しの協議結果を踏まえ、以下のとおり改定及び確認を行う。

1 収支計画の見直し結果について

今後のRDF搬入見込量が現計画の90%程度にとどまること等の要因により現収支計画を見直し、平成20年度から平成28年度までの収支の不足見込額は、現収支計画の19億円から4.1億円悪化し、23.1億円とする。

2 処理委託料について

収支不足見込額を23.1億円としたことにともない、この収支不足見込額を県と市町とで半分ずつ負担する。

この額を負担するため、平成23年度から処理委託料の増額改定を行い、平成28年度に収支が均衡する処理委託料となるよう、毎年度、処理委託料を段階的に引き上げることとする。

また、平成20年11月の総会決議である3年ごとの収支計画の見直しについては、平成25年度中にその時点までの運転状況、経済環境等を勘案し実施することとする。

3 RDF焼却・発電施設の経費節減について

県は、安全・安定運転を前提としたうえで、効率的なRDF焼却・発電施設の運用を行い、引き続き経費の節減に努めることとする。

RDF処理委託料の改定（平成23年度改定）

H23.4.5

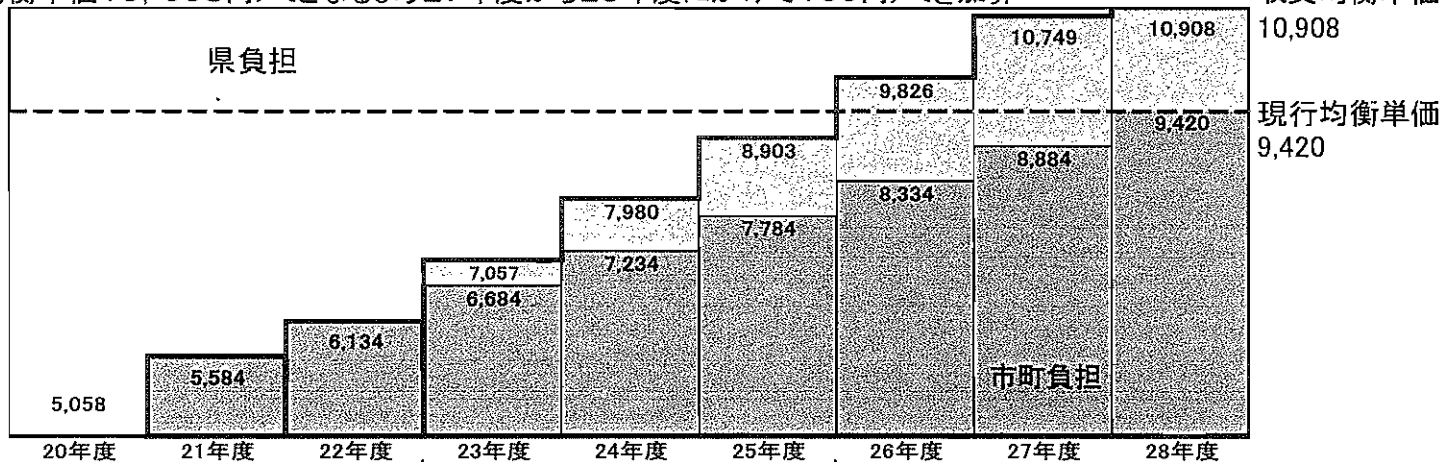
1. 新収支計画の収支不足見込額: 2,311,957千円【税抜】 (20年度～28年度)
(現収支計画: 1,901,483千円【税抜】)
2. 20年度～28年度の収支不足見込額を県と市町で折半(それぞれ約11.56億円【税抜】を負担)
3. 収支計画については、3年ごとに見直す。

<市町負担額>

年度	改定後					現行				
	RDF処理量 (t/年)	追加額【税込】 (円/t)	(参考) 処理委託料 【税込】(円/t)	追加負担額【税抜】 (円)	追加負担額【税込】 (円)	RDF処理量 (t/年)	追加額【税込】 (円/t)	(参考) 処理委託料 【税込】(円/t)	追加負担額【税抜】 (円)	追加負担額【税込】 (円)
20年度	48,462	0	5,058	0	0	50,746	0	5,058	0	0
21年度	46,108	526	5,584	23,097,912	24,252,808	51,089	526	5,584	25,593,156	26,872,814
22年度	46,426	1,076	6,134	47,575,596	49,954,376	50,399	1,076	6,134	51,646,975	54,229,324
23年度	46,564	1,999	7,057	88,648,987	93,081,436	50,465	1,626	6,684	78,148,657	82,056,090
24年度	46,334	2,922	7,980	128,940,903	135,387,948	50,661	2,176	7,234	104,988,891	110,238,336
25年度	46,071	3,845	8,903	168,707,614	177,142,995	50,842	2,726	7,784	131,995,516	138,595,292
26年度	44,888	4,768	9,826	203,834,270	214,025,984	50,675	3,276	8,334	158,106,000	166,011,300
27年度	45,084	5,691	10,749	244,355,280	256,573,044	51,210	3,826	8,884	186,599,486	195,929,460
28年度	44,944	5,850	10,908	250,402,286	262,922,400	51,411	4,362	9,420	213,575,983	224,254,782
計	414,881			1,155,562,848	1,213,340,991	457,498			950,654,664	998,187,398

※各年度のRDF処理委託料は平成20年度料金(5,058円/t)に追加額を加算した額

- ・23年度から27年度まで毎年一定額923円/t (現行550円/t)を加算
- ・28年度が収支均衡単価10,908円/tとなるよう27年度から28年度にかけて159円/tを加算



平成23年4月5日
RDF運営協議会総会資料

平成23年4月5日

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について

RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方について、平成20年11月6日の三重県RDF運営協議会総会での決議事項に基づき、県と市町が行ってきた協議の結果を踏まえ、以下のとおり確認を行う。

1 平成29年度以降の費用負担について

平成28年度に収支が均衡する処理委託料としたうえで、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額（継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費）については、県と市町とで半分ずつ負担する。

2 事業主体について

平成29年度以降継続期間中については、県が事業主体となる。

3 平成29年度以降の継続期間について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

平成29年度以降の継続期間は、4年間（平成32年度末）とする。

4 平成29年度以降の参画市町について（平成22年4月14日の理事会で確認済）

平成29年度以降、県内5製造団体（13市町）での新たな枠組みにおいて、RDF焼却・発電事業を継続する。

5 継続期間中の離脱ルールについて（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中は、新たな枠組みによって、RDF焼却・発電事業に協力して取組むこととする。このことから、RDF構成市町が平成29年度以降にRDF焼却・発電事業から離脱する場合のルール（契約解除に伴う費用負担）については、RDF量に相当する費用負担を原則として、次の案を基本とする。

【負担費用算出の考え方】

RDF構成市町の事由による契約解除に伴う費用負担については、離脱する構成市町は、離脱の年度から事業期間が満了するまでの期間における処理委託料に残存期間におけるRDF処理委託量を乗じた額及びRDFが処理されないことによる売電収入の減少に相当する額の合算額を負担する。

6 継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権及び終了した後の撤去費用について（平成22年8月27日の理事会で確認済）

継続期間中のRDF焼却・発電施設の所有権は県に帰属する。また、終了した後の撤去費用については、県が負担する。

7 適切な経費チェック方策について

RDF焼却・発電事業の予算、決算について、RDF運営協議会総務運営部会でチェックを行う。

8 行政直営での事業運営について

RDF焼却・発電施設は装置も多く、複雑な構成となっていることから、維持管理のための専門的な要員も必要である。こうしたことから、その管理運営については、行政直営よりも民間事業者のノウハウを活用することが有効である。

9 RDF処理とその他の処理との経費比較について

各市町のRDF焼却・発電事業終了後の施設建設にかかる費用については、全国の実績を参考に処理方式別の建設コスト、また、維持管理費については、一般廃棄物処理事業実態調査に基づく経費一覧等をあり方検討作業部会で示した。これらの資料はRDF焼却・発電事業終了後のごみ処理について市町が検討するための参考資料とし、県は市町に技術的支援を行う。

10 課題13項目中今後も引き続き検討が必要な項目について

13項目の課題について、引き続き検討が必要な項目は、以下の3項目であり、今後は総務運営部会において、検討し、一定の方向性を出していく。

- 1 改修期間中のRDF受け入れ先の確保
- 2 継続期間中の維持管理体制
- 3 RDFの運搬コストの低減方策

11 今後のRDF運営協議会の運営について

今後のRDF運営協議会は、課題の進捗状況を共有するため、適宜開催する。

12 RDF焼却・発電施設の経費節減について

県は、引き続き安全・安定運転を前提としたうえで、平成29年度以降の経費の節減に資するよう、より効率的なRDF焼却・発電施設の運用に、努めることとする。